

令和 2 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 2(2020) 年 8 月
文化ファッション大学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的等	4
基準 2. 学生	8
基準 3. 教育課程	23
基準 4. 教員・職員	39
基準 5. 経営・管理と財務	50
基準 6. 内部質保証	60
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	69
基準 A. 国際交流	69
基準 B. 社会連携	74
V. 特記事項	77
VI. 法令等の遵守状況一覧	78
VII. エビデンス集一覧	91
エビデンス集（データ編）一覧	91
エビデンス集（資料編）一覧	92

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神、専門職大学院の基本理念

文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）は、平成 18（2006）年に日本初のファッションビジネス専門職大学院として開学した。開学した当時のファッションビジネスをめぐる環境は、グローバル化や生活者意識の変化等大変革の渦中にあった。また、内閣府もファッションを知財ビジネスの一つとして位置づけ「デザイナー、ビジネスマネジメント人材及びデザイン創作活動を支える人材の育成を充実強化するため、高等教育機関に専門職大学院の設置を検討する」よう提言していた。さらに、グローバル視点での「日本ブランド」を創造し世界に発信できる「知財創造産業のビジネスモデル」を確立・実践する人材の育成を要請していた。このような「日本ブランド戦略」の下ファッションビジネスのプロフェッショナル人材を育成するために以下のとおり建学の精神を定め、この建学の精神を教育に具現化させることを教育理念としている。

建学の精神

ファッション分野における知財創造ビジネスのビジネスモデルを確立し 国際的に通用するファッション価値を創造・具現化させ グローバル視点に立つ独自のブランドを確立できる人材を育成する

2. 使命・目的

学則第 1 条において（目的）として以下のとおり定めている。

学則第 1 条（目的）

文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。これにより、本大学院ファッションビジネス研究科は知財創造ビジネスのビジネスモデルを確立するための研究を行い、「国際的に通用するファッション価値を創造・具現化させ、グローバル視点に立つ独自のブランドを確立できる人材」を育成する。

3. 個性・特色

本大学院は、上記の建学の精神、使命・目的に沿って「ファッションビジネス研究科（以下「FB 研究科」という）」を設置し、その下にファッション知財を創造する「ファッションクリエイション専攻（以下「FC 専攻」という）」と、ファッション知財をビジネスに結実させる「ファッションマネジメント専攻（以下「FM 専攻」という）」の 2 つの専攻で組織化している。FC 専攻は、ファッション・クリエイターを育成し、独自のデザインを生み出す創造力・感性と、生産ラインをつなぐ高度なテクニックを修得するための研究を行う。FM 専攻はファッションビジネス・マネジャーを育成し、ファッションビジネスの経営管理に関する理論・手法の研究を行う。さらに 2 つの専攻の専門領域をそれぞれ履修できるよう科目を配置することにより、クリエイションとマネジメントの 2 つの視点を兼ね備えたファッションビジネスのリーダーを育成することが本大学院の特色である。このように 2 つの領域が 1 つの研究科の下に組織化され、高度なプロフェッショナル人材教育を実践している大学院は世界的にも類を見ない。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本大学院の沿革

＜文化学園、文化ファッション大学院大学の沿革＞

本大学院の沿革は、設置法人である「学校法人文化学園（以下「本学園」という）」の創設に遡及する。本学園は、大正中期の準備段階を経て、大正 12（1923）年 6 月、当時の東京府からわが国最初の洋裁教育の学校として認可された。以来、本学園は 97 年にわたり、日本のファッション教育の中心的存在として主導的な役割を果たしてきた。その活動は歴史とともに広がりを見せ、昭和 11（1936）年の「文化服装学院」への改称や、昭和 25（1958）年の「文化女子短期大学（現文化学園大学短期学部）」の開学、昭和 39（1964）年の「文化女子大学（現文化学園大学）」開学、昭和 55（1980）年の「文化外国語専門学校」開学、平成 15（2003）年の「文化ファッションビジネススクール」開校等を節目としながら、高度なファッション教育を行ってきた。また、次代を担う優秀な人材の輩出に寄与する一方で、出版・研究活動も積極的に推進。5 つの附属研究所と服飾関連の資料を集積した図書館、服飾博物館、ファッションリソースセンターを設置し、常時ファッション教育の充実と情報の発信を行っている。これらの歴史的所産の上に設立したのが本大学院である。平成 15（2003）年に設立した文化ファッションビジネススクールを専門職大学院として発展させ平成 18（2006）年に開学し、令和 2（2020）年で 15 年目を迎える。そして令和 5（2023）年には、本学園創立 100 周年という節目を迎える。

大正 8（1919）年	「並木婦人子供服縫製教授所」創設
大正 11（1922）年	「文化裁縫学院」開設
大正 12（1923）年	「文化裁縫女学校」に改称。わが国初の洋裁教育各種学校として認可
昭和 9（1934）年	「出版部（現. 文化出版事業部）」設置
昭和 10（1935）年	「財団法人並木学園」を設置認可
昭和 11（1936）年	「文化裁縫女学校」を「文化服装学院」に改称
昭和 25（1950）年	「文化女子短期大学（現文化学園大学短期大学部）」開学
昭和 26（1951）年	「学校法人並木学園」に組織改定
昭和 39（1964）年	「文化女子大学（現文化学園大学）」開学
昭和 48（1973）年	法人名を「学校法人文化学園」に改称 「学校法人文化学園」創立 50 周年
昭和 55（1980）年	「文化外国語専門学校」開校
平成 10（1998）年	超高層新校舎（21 階建て）完成
平成 15（2003）年	「文化ファッションビジネススクール」開校
平成 18（2006）年	「文化ファッション大学院大学」開学 「ファッションビジネス研究科 ファッションクリエイション専攻・ファッションマネジメント専攻」を設置
平成 23（2011）年	「文化女子大学・文化女子大学短期大学部」を「文化学園大学・文化学園大学短期大学部」に改称
平成 28（2016）年	「文化ファッション大学院大学」開学 10 周年

2. 本大学院の現況

・大学名

文化ファッション大学院大学

・所在地

東京都渋谷区代々木 3-22-1

・研究科構成

ファッションビジネス研究科

(ファッションクリエイション専攻・ファッションマネジメント専攻)

・学生数、教員数、職員数

研究科構成・入学定員・収容定員・在籍学生数 [令和2(2020)年5月1日現在 単位：人]

研究科	専攻	入学 定員	収容 定員	在籍学生数		
				1年	2年	計
ファッション ビジネス	ファッションクリエイション (ファッションデザインコース) (ファッションテクノロジーコース)	50	100	53	53	106
	ファッションマネジメント (ファッション経営管理コース)	30	60	35	35	70
計		80	160	88	88	176

教員数

[令和2(2020)年5月1日現在 単位：人]

研究科	専攻	専任教員数					助手	非常勤
		教授	准教授	講師	助教	計		
ファッション ビジネス	ファッション クリエイション	4	2	0	5	11	2	26
	ファッション マネジメント	6	0	0	3	9	0	
計		10	2	0	8	20	2	26

職員数

[令和2(2020)年5月1日現在 単位：人]

研究科	事務局	法人本部	計
ファッションビジネス	7※	3	10
計	7	3	10

※内1人休職中

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

- ・文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）は、ファッション分野における知財創造ビジネスのビジネスモデルを確立し、グローバル視点に立つ独自のブランドを確立できる人材を育成するために開学した。その使命・目的及び教育目的は、建学の精神と学則第 1 条において（目的）として定め具体的に明文化しており、入学案内、ホームページ等で明示し、周知している。また、建学の精神に沿ったキャッチフレーズ「ファッション知財を世界市場へ(Fashion intellectual property for the global market.)」を策定し、周知している。

【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】

1-1-③ 個性・特色の明示

- ・本大学院の個性や特色は、学則第 1 条（目的）に反映し明示している。さらに、ここに定める使命・目的及び教育目的を実現するために、三つのポリシーに反映させ一貫性を持ち取り組んでいる。

【資料 1-1-1】【資料 1-1-4】

1-1-④ 変化への対応

- ・ファッションビジネスは市場の変化が速く、一人ひとりの好みや感性に応える「心の満足」を追求する世界といえる。そして次世代のファッションビジネスを創造するため、社会や人そのものがまだ気づいていない無意識の欲求をいち早く察知して、形にしていく創造力が要求される。そのため本大学院は、自らの使命・目的及び教育目的について、ファッション知財を取り巻く情勢、専門職大学院に対する社会の要請及び院生の要望等を踏まえながら、継続的な点検・見直しを行うこととしている。
- ・使命・目的及び教育目的の点検及び見直しの必要が生じた場合は、「運営会議・内部質保証委員会」からの諮問を受けて「教育・研究委員会」において協議し、教授会の審議を経て、学長が決定することとしている。

【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本大学院の使命・目的及び教育目的を実現すべく、国内外の環境変化、特にファッションビジネス分野の専門職大学院に対する社会からの要望や期待を踏まえ、時代の変化に応じた内容となるように、「運営会議・内部質保証委員会」で定期的に点検・評価を行い、「教育・研究委員会」で協議し必要に応じて改善していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- ・使命・目的及び教育目的については、本大学院の活動全体の根幹となる学則の第1条（目的）において規定しており、役員、教職員がその重要性を理解している。また、学則をはじめとした規程集はすべて「文化学園インターネットポータル」にて公表し、「学校法人文化学園（以下「本学園」という）」の全教職員が閲覧することができる。業務執行の際に常時参照することができ、理解と支持を得られている。

【資料 1-1-2】【資料 1-2-1】

1-2-② 学内外への周知

- ・建学の精神をはじめ使命・目的及び教育目的、キャッチフレーズは、入学案内、ホームページ、学校説明会にて学内外への周知を図っている。院生には、入学式、学位記授与式にて学長または研究科長より解説を行っている。また、教職員に対しては、学長または研究科長より教授会等の場で折に触れ、周知・共有を図っている。さらに、建学の精神、キャッチフレーズは常時入館者の目に触れるよう校舎1階エントランスに看板として掲げ周知している。

【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

- ・建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的に沿って中期的な将来像を定め、その具体的な成果を明示・共有していくために「中期計画（5 ヶ年）フォローアップチェックリスト（以下「中期計画 FU チェックリスト」という）」の中に次の3つの目標を定めている。

1. 世界のトップレベルのファッション大学院を目指す

日本国内での評価のみならず、グローバルな社会において日本を代表するトップレベルのファッション大学院としての社会的評価を確立することを目指す。

2. 入学定員・収容定員の着実な充足と質の高い多様な学生の確保を目指す
本大学院の受け入れ人材像及びブランド力（価値）を明確に発信し、入学定員及び収容定員充足率の着実な充足と意欲ある質の高い多様な学生の確保を目指す。
3. 学生満足度の向上を目指す
ファッション業界をめぐる環境の変化や学生の質的变化を踏まえ、学生満足度の向上を目指す。

【資料 1-2-2】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

- ・本大学院は、使命・目的及び教育目的の達成のために行う教育活動に一貫性を持たせるため、これらを学生受け入れ、カリキュラム編成、修了認定それぞれの契機に反映させる形で三つのポリシーを策定している。したがって、本大学院における三つのポリシーは、使命・目的及び教育目的の達成のために行う教育活動に一貫性を持たせるための具体的な基盤であり、教育の質保証を確立させるための基本的な指針となっている。
- ・三つのポリシーは、平成 28（2016）年 3 月の学校教育法施行規則の改正に伴い、「教育・研究委員会」にて見直しを行い、教授会で審議し学長の承認を得て平成 29（2017）年 4 月 1 日付で改訂版を施行した。さらに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては内部質保証を念頭におくため、「令和元（2019）年度 第 8 回 教育・研究委員会」で見直しを行い、「令和元（2019）年度 第 8 回 教授会」で審議し学長の承認を得て改訂を行った。

【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

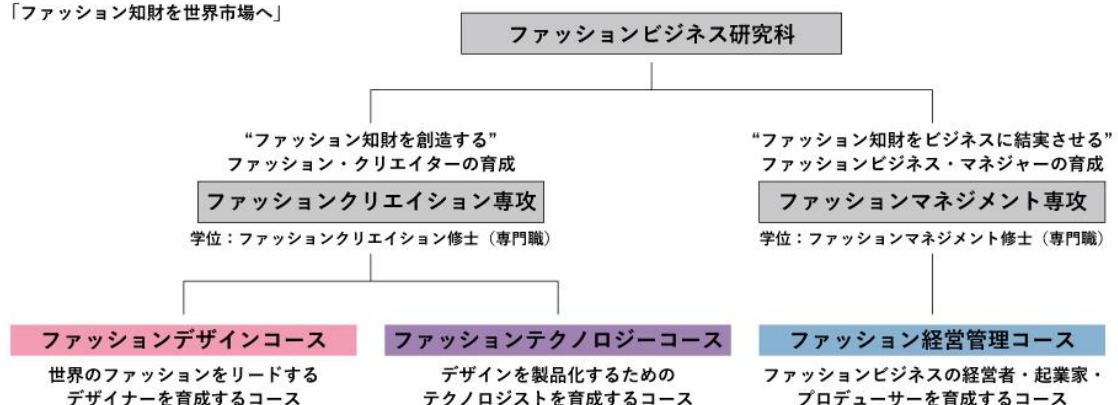
- ・建学の精神、使命・目的及び教育目的に沿い、個性・特色を具現化させることに留意した教育組織の設置・編成を行っている。FB 研究科の下、ファッション・クリエイターを育成する FC 専攻と、ファッションビジネス・マネジャーを育成する FM 専攻の 2 つの専攻で組織化し、個性・特色を具現化している。

【図 1-2-1】

【図 1-2-1】文化ファッション大学院大学研究科構成図

文化ファッション大学院大学 研究科構成図

「ファッション知財を世界市場へ」



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本大学院では使命・目的及び教育目的、三つのポリシー、中期計画 FU チェックリスト及び事業計画、いずれにおいても役員及び教職員の参画と情報共有の機会を設けている。今後これらの見直しの契機が生じた際も、同様の手続きを確保したうえで、その個々の内容と関連性について周知、理解及び支持を得るよう取り組む。なお、現在進行している中期計画 FU チェックリストは令和 4（2022）年度までの計画である。したがって、これまでの成果及びフォローアップ活動からのフィードバックに基づき、使命・目的及び教育目的の達成を継続的なものとするため、令和 5（2023）年度以降の計画を検討・策定していく。

[基準 1 の自己評価]

- ・本大学院の使命・目的及び教育目的は、ファッション・ビジネス系専門職大学院の性格と位置づけに鑑みて策定しており、学則において具体的かつ明確に、簡潔な文章で示している。
- ・使命・目的及び教育目的は適切なプロセスを経ることで、役員、教職員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的について、その具体的成果を明示・共有していくために中期計画 FU チェックリストを策定しており、このフォローアップ活動を通じて、現在掲げる使命・目的及び教育目的が、適切であるかどうか見直しを行っている。
- ・使命・目的及び教育目的、三つのポリシー、中期計画 FU チェックリスト及び事業計画は相互に関連付けられており、いずれにおいても教職員の参画と情報共有の機会を設けている。
- ・建学の精神、使命・目的及び教育目的に沿い、個性・特色を「FC 専攻」「FM 専攻」の 2 つの柱とする教育組織の設置と編成に具現化している。

以上のことから、基準 1 「使命・目的等」については各項目に求められる内容を満たしている。

基準 2. 学生**2-1. 学生の受入れ****2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知****2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証****2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持****(1) 2-1 の自己判定**

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知**

- ・文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）は、平成 28（2016）年 3 月の学校教育法施行規則の改正に伴い、従来の三つのポリシーの見直しを行い、平成 29（2017）年 4 月 1 日付で改訂版を施行した。学則上の教育目的及び建学の精神を踏まえてアドミSSION・ポリシーを策定し、研究科全体としてのアドミSSION・ポリシーの下、各専攻でのポリシーを策定しており、現在のポリシーは各専攻が求める入学者をより明確に示したものとしている。アドミSSION・ポリシーの周知については、学生募集要項及びホームページ等にて公表し、さらに学校説明会の概要説明時においては、研究科長が参加者全員に周知を行っている。

【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【表 2-1-1】

【表 2-1-1】アドミSSION・ポリシー

ファッションビジネス研究科	
グローバル化している今日のファッションビジネスの世界で、知財創造ビジネスのビジネスモデルを確立し、国際的に通用するファッション価値を創造・具現化させ、独自のブランドの確立を目指す人を受け入れることとする。	
ファッション クリエイション専攻	・本専攻は、次世代ファッションビジネスを創造する、デザイナーやテクノロジストを目指すためのビジョンを明確に描き、その達成に向けて意欲と情熱をもって努力する人材を受け入れる。 ・学士課程、高度専門士課程の卒業者のほかに、すでに実務経験があり、さらに高い専門的能力を得たいと願う社会人も受け入れる。
ファッション マネジメント専攻	・本専攻は、次世代ファッションビジネスを創造してマネジメントを行う経営管理者を目指すためのビジョンを明確に描き、その達成に向けて意欲と情熱をもって努力する人材を受け入れる。 ・学士課程、高度専門士課程の卒業者のほかに、すでに実務経験があり、さらに高い専門的能力を得たいと願う社会人も受け入れる。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

- ・本大学院は専攻ごとに定められたアドミッション・ポリシーに沿い、入学試験区分・受験資格・選考方法を定め、入学試験を実施している。入学試験区分は、一般入試、社会人入試（ファッションマネジメント専攻（以下「FM 専攻」という）のみ）とし、日本語を母語としない外国人留学生においても同様の試験区分としている。なお、外国人留学生については、大学院受験に必要な受験資格に加え、日本語能力に関する条件も定めている。

【資料 2-1-2】

- ・入学試験問題は本大学院の教授、准教授が作問しており、学長、研究科長、専攻長、コース主任教授、教授、准教授、事務長による「入試判定会議」において入学者の候補者を決定することで、志願者の適正な評価を行っている。また、試験内容においては前年度入学試験の結果を踏まえ専攻ごとに検討した上で、変更を要した場合「教育・研究委員会」で協議し、教授会にて審議後学長が決定することにより適切に運営している。

【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】

- ・これまでファッションクリエイション専攻（以下「FC 専攻」という）共通の試験科目の一つとしていた「ファッションデザイン画」を、ファッションテクノロジーコースでは、研究の特色を明確に示すために、「研究計画書」に変更する見直しを行った。試験内容は研究テーマと概要（400 字）、テーマに基づくコーディネート 2 体（ファッションデザイン画または製品図）としている。この見直し案は「令和元（2019）年度 第 9 回 教育・研究委員会」で協議し、「令和元（2019）年度 第 9 回 教授会」において承認を得て学長が決定した。この変更内容は令和 3（2021）年度入試から実施し、学生募集要項に内容を開示する。

【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- ・令和 2（2020）年度の入学者数、在籍者数は【表 2-1-2】に示したとおりである。入学定員に対する入学者数の比率は、FC 専攻 1.06 倍、FM 専攻 1.16 倍であった。ファッションビジネス研究科（以下「FB 研究科」という）全体の入学定員に対する入学者数の定員超過率は 1.1 倍であり、昨年同様に適切な入学者数を確保している。
- ・収容定員に対する在籍者数の比率は、FC 専攻 1.06 倍、FM 専攻 1.16 倍であった。FB 研究科全体の収容定員に対する在籍者数の充足率は 1.1 倍であり、昨年同様に適切な在籍者数を維持している。

【共通基礎】【表 2-1-2】

【表 2-1-2】入学者数、在籍者数

[令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在 単位：人]

専攻	コース	入学者数			在籍者数		
		A 入学定員	B 入学者数	B/A	C 収容定員	D 在籍者数	D/C
ファッション クリエイション	ファッション デザイン	50	35	1.06 倍	100	71	1.06 倍
	ファッション テクノロジー		18			35	
ファッション マネジメント	ファッション 経営管理	30	35	1.16 倍	60	70	1.16 倍
ファッションビジネス研究科 合計		80	88	1.1 倍	160	176	1.1 倍

- ・入学定員に沿った適切な院生の受け入れ数の維持と質の高い多様な院生を受け入れるための取り組みとして、戦略的な広報活動を行っている。例として、SNS による情報発信の強化を行い、結果として Instagram 及び Facebook のフォロワー数は年々増加している。併せて、入学案内の英訳部分の追加、カリキュラムの英訳ページの追加や、英語での説明を強化したビジュアルパンフレットの制作を行う等、国外の学生へのプロモーションにも尽力し院生の確保に努めている。さらに、本大学院のイメージ動画や、文化ファッション大学院大学ファッションウィークのメイキング動画等をホームページ、SNS に掲載する等多様な広報活動を行っており、その結果、入学定員を上回る受験者を獲得している。教育を行う適切な環境確保のため、上記のように募集活動を行いつつ、入学試験によって質の高い学生を選抜することで、入学定員・収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

【資料 2-1-8】【共通基礎】

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・受け入れる学生像及びブランド力（価値）を明確に発信するため、さらに国内外の意欲があり質の高い多様な学生の確保をするために、今後もホームページ、SNS を活用した広報活動の強化を図っていく。
- ・入学定員は充足しているが、近年、日本人の入学者数が減少し、留学生の入学者数が増加傾向にあることを改善するため、「自己点検・評価委員会」において、リストアップした対象校を本大学院教職員が訪問し、国内の大学・専門学校で認知度向上に向けた交流を進めていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

- ・ 院生の充実した研究活動、学修、学校生活を多面的に支援するため、教職員協働の「教育・研究委員会」、「学生生活委員会」、その他各種特別委員会等を設置している。年 11 回開催している「教育・研究委員会」及び「学生生活委員会」のいずれも全コースの専任教員と職員の両方が委員となっている。「教育・研究委員会」では、教育運営や履修に関する事項等を管轄し、「学生生活委員会」においては、院生の自治組織運営の支援やキャリア支援等に関する事項を管轄している。各委員会において、学生満足度向上のために環境の変化や院生の質的变化を踏まえ、現代のニーズに応じた支援体制を整備している。

【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】

- ・ 各委員会活動の他にに行っている教職員協働の学修支援の取り組みとしては、教員による履修指導を入学直後に各コースの担当教員により個別で実施している。さらに、修了までに必要な単位数を取得できるよう、教学事務室による入学時オリエンテーションでのアナウンス、履修登録期間中の窓口・メール等での対応を通じてフォローする体制を整えている。その結果、院生は各自の学修目的達成と必要単位数の取得に向けた学修を円滑に進めることができている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

- ・ 障がいのある院生は現在在籍していないが、学校法人文化学園（以下「本学園」という）内の「学生生活支援室」内に「障害学生支援室（学習サポート塾）」があり、「学園障害学生支援規程」及び「学園障害学生支援委員会規程」に基づき、障がいのある院生からの申し出に対する相談・支援を行うことができる。専門のコーディネーター2 人を配置し、本学園内の障がいのある学生への学習サポートを少人数で行うための体制を整備しており、障がいのある学生への配慮を行っている。

【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】

- ・ オフィスアワー制度を設け、専任教員が院生の質問や相談に個別に応じる体制を整え全学的に実施している。院生は在籍している専攻・コースに関わらず、どの教員にも質問・相談をすることができる。具体的な時間については、各研究室、掲示板等で掲示して院生が確認できるようになっている。オフィスアワーに設定した時間以外でも、院生の要望に応じ、個別の面談を行う等の柔軟な対応をとっている。

【資料 2-2-8】

- ・ TA 等の制度は現在整備していないが、「文化ファッション大学院大学助手規程」をもとに各専攻において助手を採用しており、教員の教育活動を支援している。また、教育活動の支援を目的にアルバイトの採用も行っている。院生は、より近い立場からサポートを受けることができ、創作活動や研究活動における疑問点を解決することができる。

【資料 2-2-9】

- ・中途退学、休学、留年等に関しては、教学事務室及び各専攻で情報共有を行い、抑制に向けた取り組みを行っている。具体的には、授業の出席が芳しくない院生については、個別で電話等にて現状を確認し、本人が通学するためにどのようなことが支障になっているかヒアリングを行い、問題の把握及び中途退学等の防止に努めている。精神面でのケアを必要としている院生においては、ニーズに合わせて本学園内の「学生相談室」（なんでも相談室）の案内をする等の支援を行っている。また、経済的理由による中途退学、休学を防止するために、学費の延納を認めており適宜案内をしている。中途退学、休学等の申し出があった際は、専攻長及び職員と面談を実施している。理由については、教授会にて全教職員で共有している。

【資料 2-1-1】

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・院生の学修支援においては迅速で効率的な対応が求められており、社会環境の変化に応じた学修支援を行っていくため、支援ツール等のデジタル化を推進していく。
- ・障害学生支援室（学習サポート塾）においては、専門のコーディネーターを2人配置し、週3日対応できる体制を維持する。学生が留学生、障害学生等多様化していく中で、個別性と多様性に配慮しつつ、教育的・成長促進的支援の拡充を図る。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

- ・キャリア教育のための支援体制については、「学生生活委員会」の中のキャリア支援に関する分科会により行っている。分科会では、キャリア支援セミナーの開催や、求人票、企業説明会情報のメール配信等を行い、支援体制を整備している。具体的には、就職活動の流れ・マナー・履歴書の書き方等の基礎知識講座や、人材広告企業による就職・採用情報サイト活用セミナー、内定者による就職活動報告・後輩へのアドバイス等のピアサポートを実施している。また、本学園内の「学園就職支援室」が主催する就職支援講座や相談窓口の案内等も行っている。

【資料 2-3-1】

- ・院生の社会的・職業的自立に関して、FC 専攻では「インターンシップ」、FM 専攻では「フィールドプロジェクト」の科目を設置している。同科目では修了後のキャリアを視野に入れ、各自の専門性追求と業界・業態・業種・職種の理解を深めることを目的としている。

【資料 2-3-2】

- ・就職・進学に対する相談・助言体制については、オフィスアワーを周知することで、キャリア支援担当教員への個別相談ができる体制を整えている。また、入学直後の履修相談、学修相談にて、各コースの担当教員による就職・進学に関する個別相談も行っている。

【資料 2-2-8】

- ・上記取り組みの結果、令和元（2019）年度修了生の就職率は 57.1%であった。就職進路先はアパレル業界を中心に、職種はデザイナー、パタンナー、営業職、販売職等への就職を実現している。

【資料 2-3-3】

（3）2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本大学院におけるキャリア支援は現状として適切な支援をしていると自己評価しているが、院生がさらに能動的にキャリア形成活動を進められる環境を整えるべく、就職関連情報の提供方法のデジタル化やキャリア支援セミナーの内容充実を図る。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

（1）2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

（2）2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

- ・院生に対する学生サービスは教学事務室が中心となって対応している。また、厚生補導、課外活動のための組織として「学生生活委員会」を設置している。「学生生活委員会」に附属する「学生会」は各学年・コースから選出した代表院生により組織された「学生会運営委員会」が中心となり活動している。「学生会運営委員会」の活動には「学生生活委員会」より担当教職員が付き、助言や支援を行う体制が整っている。2 ヶ月に 1 度開催される「学生会運営委員会」の定例会では、院生の意見交換や、院生主体のイベント等の企画運営にあたっている。1 年次生及び全教員が参加する「夏期北竜湖セミナー」にて「学生会運営委員会」主催の懇親会を実施している。そのアンケート調査において、企画内容に対し 92%の院生から肯定的な評価を得ている。この一例のように「学生生活委員会」の支援による「学生会」の活動は、院生の課外活動の充実に繋がっている。

【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】

- ・ハラスメント問題については「ハラスメント防止に関する規程」と「ハラスメント防止に関するガイドライン」を制定している。院生がハラスメントを受けた際は、「ハラスメント相談員」がまず相談を受けることで状況を把握し、「ハラスメント防止委員会」で協議したのち「ハラスメント審議委員会」で審議する体制を整えている。「ハラスメント相談員」は各コースの助教と職員が担当についており、相談方法や窓口については資料の

配布や掲示を行うことで周知徹底に努めている。

【資料 2-4-3】【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】

- ・ 経済的支援については教学事務室が担当しており、院生に対して適切に奨学金制度の案内やその手続きを行っている。奨学金制度には、「文化ファッション大学院大学奨学金」「日本学生支援機構奨学金」「地方公共団体・民間団体奨学金（外国人留学生対象含む）」等があり、詳細については入学案内、ホームページ等で案内し、院生個別の要望に対応している。
- ・ 意欲的に学ぼうとする優秀な院生を支援するための本大学院独自の奨学金として、各専攻の成績上位者に年間授業料相当額を全額支給するスカラシップ制度「文化ファッション大学院大学奨学金」を整備し、「スカラシップ選考委員会」で選考している。令和 2（2020）年度の受給者は、7 人であった。

【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】

- ・ 院生の身体的健康管理については本学園健康管理センター内の医務室が対応している。新入生には全員、健康調査票を提出させることで健康状況の把握に努めている。全学生を対象に 4 月上旬健康診断を行い、その結果は一人ひとりに通知している。健康調査票及び健康診断の結果、必要と判断された院生については 2 次検査及び指導を一人ひとりに学校医が対応している。医務室には学校医・産業医が 1 人常勤しており、看護師 5 人が常勤している。AED、車いすを要所に設置している。日常活動では、学生の緊急時対応、健康相談を行っているが必要な場合には「学生相談室（なんでも相談室）」、当センターの精神科医、あるいは近医へ紹介を行っている。また、定期的に健康を管理するためのお知らせをメールで配信しており日頃から院生の健康管理に努めている。

【資料 2-4-10】

- ・ 心身の健康については、本学園の「学生生活支援室」が対応している。令和元（2019）年度の利用者はいなかったが、健全な発達と成長及び現代の学生のニーズに即した生活向上を支援することを目的として、「学生相談室（なんでも相談室）」、「学生交流支援室（だれでも談話室）」、「障害学生支援室（学習サポート塾）」の 3 室が連携して、円滑に機能できるような体制を整えている。利用案内については「学生生活支援室」のリーフレット、ホームページにて情報を周知している。「学生相談室（なんでも相談室）」には臨床心理士のカウンセラー 4 人を配置し、一日 3 人体制で、学生生活のあらゆる問題に関する相談の窓口として、教職員や関係諸部局との連携強化に努めており、心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等を適切に行っている。また、「学生交流支援室（だれでも談話室）」は、本学園が目指す多様性・国際性を実現するために、様々な文化背景や個性を持つ学生が、垣根なく集える広場として、学生の精神的・社会的な発達と成長を促進する活動を行っている。

【資料 2-2-4】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 院生の経済的な支援については、企業奨学金の新規開拓や「文化ファッション大学院大学奨学金」（スカラシップ）制度における選考基準・採用人数の見直しを検討する等、さらに充実した支援を検討していく。
- ・ 学生相談室（なんでも相談室）においては、学生期の課題を念頭に置きつつ、学生の多様化という現状を常に把握し、学生の個別ニーズに応じた学生支援を提供できるよう強化していく。学生交流支援室（だれでも談話室）においては、学生に向けたグループ活動を実施し、多様な文化や価値観の受容について分かりやすい広報・啓発活動を段階的に展開していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

- ・ 本大学院は東京都渋谷区代々木 3-22-1 にキャンパスを展開し、本学園設置各校（本大学院、大学・短期大学、専門学校 2 校）を併設している。本大学院の校地面積は 15,216 m²、校舎面積は 6,226 m²となっており、収容定員 160 人に対して、十分な校地・校舎面積を有している。施設・設備の運用・維持管理については、建築基準法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び学校教育法等に基づき適切に整備した上で有効に活用している。

【資料 2-5-1】

- ・ 本学園全体の学修環境としては、院生が自由に利用できる「スペース 21」や「学生ホール」といったオープンスペースを設けている。加えて、授業で使用するミシン、生地、糸等の用具、材料を購入することができる「学園ショップ」や、栄養とカロリーバランスを第一とした日替わりのオリジナルメニューが充実している学生食堂等を整備している。さらに、本学園専用の学生寮を設置している。寮の管理は 24 時間体制となっており、寮長寮母が教学事務室及び施設部との連携で院生の生活指導にあたり、セキュリティもカメラ監視装置を組み合わせた機械警備システムにより万全を期している。

【資料 2-5-2】

- ・ 既存施設の中・長期的な維持管理・修繕計画を策定した「中長期施設設備整備計画」に基づき、以下の観点から本大学院と学園本部が連携して施設・設備の整備と維持管理を行っている。

1. 施設・設備の安全性の確保

- ・業務委託をしている施設マネジメント会社と共同で運営される「防災センター」を設置し、常に 24 時間体制で設備監視や警備業務にあたっている。
- ・防犯対策として巡回警備を強化するとともに、防災センターと直結した防犯カメラ、緊急通報ボタンを適切な場所に設置し安全対策の徹底を図っている。

2. 適切な維持・管理

- ・日常点検及び定期点検、法定点検、清掃業務を管理会社に委託し、毎月開催される「総合管理定例会議」において情報を共有し、不備があれば現場検証し改善・指導に努めている。なお、令和元（2019）年度 3 月及び令和 2（2020）年度 4 月の「総合管理定例会議」は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とし、日常点検報告書及び総合定例会議報告書の提出を求め、個別に指示を行った。
- ・留学生及び地方からの院生の生活環境の確保を目的として、学生寮の統一的運営管理を行っている。
- ・キャンパスは一般道に面した公園状緑地を有するため、一般通行人や来客者を意識してキャンパス内外の計画的な清掃管理を行っている。

3. 耐震対策

- ・平成 22（2010）年度から平成 23（2011）年度にかけて校舎の耐震診断を実施し、平成 24（2012）年度から年次計画に基づき順次耐震化工事を計画・実施している。令和元（2019）年度に、E 館及び I 館の耐久性調査（劣化診断）を実施し、校舎が長期利用に耐えうる健全性を確認できたことから、令和 2（2020）年度の E 館耐震補強工事に向け設計を完了した。また、令和 3（2021）年度には I 館耐震補強工事の実施を計画している。
- ・非構造部材の耐震対策に関しては、平成 30（2018）年度に I 館外壁の耐震対策工事を実施し、院生の安全・安心を確保している。

【資料 2-5-3】【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】
【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

- ・実習施設としては、以下のとおり本大学院特有の設備を設けている。目的に応じた実習施設を備えることで、院生の自発的な研究及び創作を支援する体制を整えている。また、各コースの実習室は、授業で使用する時間以外の 9 時 00 分～19 時 30 分まで自由に制作ができるよう開放している。

【資料 2-5-2】【表 2-5-1】

【表 2-5-1】本大学院特有の主な実習室

実習室名	内容
生産工学室	コンピュータ自動裁断機（CAM）から自動玉縁縫機等の特殊機器類まで、実際の既製服生産工場と同様の設備を設置。
コンピュータニット	世界中のニット業界で使用されているコンピュータ制御に

実習室	よるニット用デザインシステムと、自動制御編機を設置。
デジタルテキスタイル 演習室	インクジェットプリンターを設置し、コンピュータを使って、プリント柄・織り柄のシミュレーション及び製作が可能。
捺染室	大型捺染台を設置し、シルクスクリーンの製版からプリントまで、染料を使用した布地の製作が可能。
アパレル CAD 実習室	3DCAD 等、アパレル生産現場で使用されている最先端の CAD システムを設置。
ニューテクノロジー 実習室	教育現場としては初の試みである超音波加工機、溶着機等 を設置。

【図書館】

- ・図書館は本学園設置各校と共用する施設で、本大学院の校舎に隣接し、院生、教員が来館しやすい場所にある。閲覧室はワンフロアで、約 10 万冊以上を開架している。閲覧室内はすべて Wi-Fi に接続が可能で、検索、データ閲覧、画像処理、文書作成等をするため、タブレット端末を含め 23 台のパソコンを提供している。さらに、以下のとおり院生が十分に利用できるように環境整備を行っている。

1. 所蔵資料

約 33 万 4,000 冊、雑誌は 835 タイトルを受入れており、データベース等の契約電子リソースは 28 種類で、共用校と共通の服飾関連分野は、図書、雑誌、電子資料とも国内外の資料の網羅的な収集を目指している。これらは図書館のホームページから所蔵の有無や利用状況等が確認でき、オンラインで貸出予約や期間延長もできる。電子資料は検索後そのまま本文を閲覧できる。

2. 開館時間

平成 27 (2015) 年度まで 9 時 30 分に開館していたが平成 28 (2016) 年度から 30 分早めて 9 時 00 分からとし、閉館時間は 19 時 30 分で、最終授業終了後も十分利用可能である。試験前等年 4 ヶ月間ほどの利用が多い時期は 20 時 00 分まで開館している。学外から契約データベースにアクセスできるよう VPN 接続も可能であり、自宅等からの利用にも応えられる。

3. 活用状況

令和元 (2019) 年度の院生一人当たりの入館回数は 27.5 回で共用校中最多、貸出冊数は 10.8 冊で共用校中文化学園大学大学院生に次いで 2 番目となり、本大学院生が図書館を活用していることがわかる。雑誌は学術誌、ファッション誌、トレンド情報誌、コレクション情報誌等、さらに業界紙も含めて活発に利用されている。また、パソコン、プロジェクターやホワイトボードを備えたグループ学習室が 1 室あり、グループで話し合いをしながら共同学習できるようにしている。令和元 (2019) 年度の利用は、本大学院教員が 13 回 106 人、本大学院生が 6 回 32 人であった。本大学院の紀要は冊子を所蔵して

いるほか、文化学園リポジトリに収録しホームページで公開している。

【資料 2-5-8】【資料 2-5-9】【資料 2-5-10】

【文化ファッションリソースセンター】

- ・ファッション情報センターとしての機能を担うべく平成 11（1999）年 7 月に開設した附属施設「文化学園ファッションリソースセンター」は本大学院の教育研究に貢献している機関の一つである。「テキスタイル資料室」「映像資料室」「コスチューム資料室」「企画室」の 4 室で構成している。

1. 「テキスタイル資料室」

テキスタイルに関する資料と情報を多面的に提供している。基本的な素材から最新トレンド素材まで、常時 8,000 点の実物ハンガー見本と 10,000 点以上のデータベースを保有している。テキスタイルは、日本の産地別に配架しており、閲覧と同時に日本の地場を知ることができる。授業用標本として使用する他、コンテストやファッションショー等の作品制作にも大きく寄与している。また、デジタルプリンターを設置しオリジナルのテキスタイルが製作でき、プリントデザインの講習会も年 2 回開催している。

2. 「映像資料室」

パリ、ミラノ、ロンドン、ニューヨーク、東京の各ブランド、デザイナーのコレクション作品をはじめ芸術、紀行等多岐にわたる映像資料をモニターで視聴可能である。パリ・オートクチュールの作品や前述の 5 大都市の画像を検索できるデータベースを保有している。多種多様な映像資料を視聴できることにより、課題をはじめ作品づくりの発想のヒントになっている。また、過去のコレクション映像の所蔵もありファッションや風俗の変遷等の研究にも役立っている。

3. 「コスチューム資料室」

本学園内のファッションショー作品、デザイナー作品やコンクール「装苑賞」作品、帽子や靴、アクセサリ等服飾関連実物標本を 35,000 点余り保有し、データベースでの管理を行っている。通常は授業用標本として役立てているが、コンテストやファッションショー等の作品制作の参考資料としても使用されている。

4. 「企画室」

展示、セミナーやコンテスト等外部とのコラボレーションをはじめとする企画を開催し、定期的にデザイナー作品やテキスタイルの展示、講演会、ワークショップを開催している。その他産地見学ツアー、学生支援企画の運営、卒業生等を対象としたリソースクラブの運営等学生のモチベーションを高める企画を提案、開催している。

【資料 2-5-11】【資料 2-5-12】

- ・一般的なコンピュータ室としては、Windows 及び Mac のコンピュータを設置している I-04 自習室（PC 自習室）を 9 時 00 分から 19 時 30 分まで、I-22 実習室（コンピュータ実習

室)を9時00分から18時30分まで、オープンメディアルームを10時00分から20時00分まで院生が随時利用できるよう整備しており、有効に活用されている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

- ・バリアフリー対策は、建物改修計画との調整を図り年次計画に基づき段階的に実施している。
- ・キャンパス内の段差箇所については、バリアフリーマップを作成するとともに後付のスロープや多目的トイレを設置し、学生の安全、安心を確保している。また、エレベーター設備に関しては順次リニューアル工事を実施し、車いす対応を行っている。

【資料 2-5-13】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

- ・少人数の授業が多く、教員の目が行き届きやすい教育効果の高い環境で授業を実施している。科目の中で履修者数が最も多い1年次全コース必修科目の「ファッションビジネスメソッド(演習)」は、グループに分けることで教員によるフォローが適切に行えるよう整えている。また、本大学院の講義室で収容できない場合は、本学園内の適切なサイズの講義室を借用して講義を実施し、科目によってはクラス分けを行っている。例えば、「アパレルCADオペレーション」の授業では、全員が受講できるよう2クラスに分けることでクラスサイズを適切に管理している。以上の対策により、教育効果を十分上げられるよう対応している。

【資料 2-5-14】

(3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

- ・院生が利用できる資源を最大限に活用できるよう、ファッションを学ぶために最善な環境整備に努める。数か所の教室に分散している機材を集約することで、より効率的に作業ができるスペースを確保し、作品制作に適切な実習室の整備を行う。
- ・中長期施設設備整備計画に基づいて、進捗管理を適切に行っていくとともに、教学部門からの意見聴取を適宜反映させながら、より実効性のある計画になるよう改善に努める。耐震対策について、耐震改築(建替え)計画の見直しによりE館、I館の耐震化工事が遅延しているが、E館及びI館の耐久性調査(劣化診断)により、校舎が長期利用に耐えうる健全性を確認できたことから、令和2(2020)年度にE館耐震補強工事、令和3(2021)年度にI館耐震補強工事の実施を計画し、院生の安全・安心を確保していく。
- ・職業用ミシン等の教育研究用備品に関しては、ファッション産業における技術の進展にキャッチアップすることを念頭に置きつつ、予算措置により適宜更新していく予定である。東京ファッション産業機器展(FISMA)等の展示会や生産機器メーカーからの情報を参考に、最新機器の導入に尽力し、産業界へ貢献できる人材育成に努める。
- ・図書館においては、共用校も含めた全学生数に対して閲覧室が狭いため、書庫狭隘化の対策として新刊本を優先して配架し、利用の少ない資料を外部書庫に移動するほか、電子書籍の購入の割合を増やす等対応を行う。
- ・文化学園ファッションリソースセンターにおいては、収蔵品のスペースの確保と整理方

法の模索を行うとともに、実物資料の有効的な管理・保管を内外の研究者と共に検討し、特化された施設の充実を図る。

- ・クラスサイズについては、引き続き入学定員・収容定員を考慮し、適切な人数となるよう管理を行う。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・院生のニーズの把握と現状の改善のために、「FD・SD ワーキンググループ（以下「FD・SD WG」という）」で「授業アンケート」を実施して学修支援に関する院生の意見・要望をくみ上げている。学修支援に関しては「授業総合、その他について（総合的満足度、学習環境の評価）」の項目で、4段階評価及び自由記述欄を設定し意見収集を行っている。授業アンケート結果は、科目担当教員だけでなく、研究科長、専攻長、コース主任教授、FD・SD WG 長、事務長にも共有され、それぞれの立場から状況を把握し、学修支援体制の改善に反映している。その他の学修支援に関する院生の意見のくみ上げとして、「学生生活委員会」による「学生生活調査アンケート」においても現状把握を行い、教授会にてその結果を共有している。結果として、院生からの評価は高い水準を維持している。

【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】

- ・新入生入学直後の履修相談、学修相談にて、各コースの担当教員による履修に関する個別相談を行っているが、その際に院生からの個別の意見・要望の把握に努めている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・上述の「学生生活調査アンケート」では学修支援に関する内容のほか、院生の学生生活に関する設問も設けている。令和元（2019）年度は「学生生活における満足度はどの程度ですか」という問いに対し、92.1%の院生が肯定的評価であった。本アンケートの各評価項目の詳細な分析結果については、各分科会で検討し、次年度の学生生活支援内容の充実に反映させる体制をとっている。

【資料 2-6-3】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・ 上述の「授業アンケート」において、学修環境の評価項目から院生の意見を収集している。また、担当教員から提出された「自己点検レポート」からも学修環境に対する要望を吸い上げ、環境改善に繋げている。

【資料 2-6-1】 【資料 2-6-4】

- ・ 2 ヶ月に 1 度開催される「学生会運営委員会」の定例会にて院生の意見の抽出を行っている。また、「学生会運営委員会」の活動には「学生生活委員会」から担当教職員がつき、助言やバックアップを行う体制が整っている。「学生会運営委員会」から挙げられた意見は、「学生生活委員会」、教授会で報告・審議され、学修環境改善に繋げる仕組みを整えている。

【資料 2-6-5】

- ・ 教学事務室では、「学生会運営委員会」で吸い上げられた意見に加え、各コースの教員に対し要望を聞く機会を設け、教育環境を改善できる体制を整えている。令和元（2019）年度は以下の環境改善を実施した。

1. I-41 実習室（FD コース 2 年実習室）：職業用ミシンの増加
2. E-04 実習室（アパレル CAD 実習室）：3DCAD 及び 3DCAD 対応 PC の増加
3. D-14 実習室（生産工学実習室）：工業用ミシンの増加及びレイアウトの変更
4. I-22 実習室（コンピュータ実習室）：PC の買替え
5. I-04 自習室（PC 自習室）：PC、スキャナーの増加
6. I-23 準備室：授業用ノート PC の増加

（3）2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 令和元（2019）年度は、各種アンケートにより院生の意見・要望を吸い上げることで現状把握を行ったが、より学生生活の改善に反映させるため質問項目の見直しを行う。特に、経済的支援を強化するため、学生生活調査アンケートにて経済状況に関する項目を追加し実態の把握に努める。

【基準 2 の自己評価】

- ・ 院生の受け入れについては、学則上の教育目的及び建学の精神を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項等で周知している。それに沿って、入学者の選抜を行い「入試判定会議」において受け入れを行っており、適切な体制のもと運用している。また、教育を行う環境確保のため、収容定員に沿った在籍学生を確保している。
- ・ 学修支援については、教職員協働で院生を多方向からサポートをするための組織を整備しており、適切に運営している。また、個々の院生に合わせたサポートをするためオフィスアワー制度の周知・活用を始めとして多様化している院生を多面的に支援できるよう充実を図っている。
- ・ キャリア支援については、「学生生活委員会」のキャリア支援の分科会によるキャリア支援プログラムの実施や相談・助言の体制整備、「学園就職支援室」の協力により適切な支援を行っている。

- ・ 学生サービスについては、教職員協働で院生の意見の把握及び対応を適切に行っている。また、本大学院では、様々な奨学金の活用や「文化ファッション大学院大学奨学金」（スカラシップ）制度の実施を適切に行っている。さらに本学園は医務室と学生生活支援室を設置しており、学生生活の安定のための支援を総合的に行っている。
- ・ 学修環境については、院生が本学園共有地及び本大学院専用の施設を有効活用できるよう適切に開放し、院生の利便性を高め自発的な研究及び創作機会の充実を図っている。安全面は担当部署で管理しており、教育目的達成を目指し、高度な専門性教育効果が得られるよう施設・設備を整え、適切な運営をしていると判断している。また、附属施設にはファッションに関する最新資料、設備を整えており、院生の研究・創作を支援する体制をとっている。授業を実施する際の学生数についても教育効果が発揮できるよう配慮をしている。
- ・ 院生の意見・要望への対応については、「FD・SD WG」による授業アンケート、オフィスアワーの周知・活用、履修相談の実施、「学生生活委員会」による学生生活調査アンケート、「学生会運営委員会」へのヒアリング、医務室・学生生活支援室の設置、ハラスメント防止委員の対応により、意見・要望の収集と対応を適切に行っている。

以上のことから、基準2「学生」については各項目に求められる内容を満たしている。

基準 3. 教育課程**3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定****3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知****3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知****3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用****(1) 3-1 の自己判定**

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

- ・文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）では、三つのポリシーを策定し公表していたが、学校教育法施行規則の改正（平成 28 年（2016）年 3 月 31 日公布）に伴い、平成 29（2017）年 4 月 1 日付で改訂版を施行した。さらに、ディプロマ・ポリシーについては内部質保証を念頭におくため、令和元（2019）年度中に見直しを実施した。見直しにおいては、学則第 1 条に定める（目的）に記す、養成する人材等を踏まえ一貫性をもって策定した。ディプロマ・ポリシーは、建学の精神や教育目的を実現するために、修得できる能力について再検討し、使命・目的に基づき、単位認定の基準、修了要件を明確に設定したうえで「令和元（2019）年度 第 8 回 教育・研究委員会」にて協議し、「令和元（2019）年度 第 8 回 教授会」にて審議後、学長が決定した。
- ・ディプロマ・ポリシーは、ホームページを通じて学内外に公表し、学校説明会や入学時のオリエンテーション、履修相談の場においても説明・周知に努め、厳格に運用している。

【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【表 3-1-1】

【表 3-1-1】ディプロマ・ポリシー

ファッションビジネス研究科	
教育上の目的（ファッション知財を創造し世界市場に提案することができる、高度専門的職業人として必要な理論と実務の両面にわたる能力を培うこと）を達成するために、本大学院における教育と学修を通じて、以下の能力を修得することを学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とする。	
ファッション クリエイション 専攻	本研究科・専攻の定める修了要件（修了作品およびポートフォリオを制作し、審査に合格すること）を満たし、ファッション知財を創造するために必要な以下に示す能力を備えたと認められること。 ■ファッションデザインコース 1. 服を創り上げる造形力 2. アイデアを発見しデザインとして表現する分析・発想力 3. デザインをファッションビジネスへと昇華させる編集力

	■ファッションテクノロジーコース 1. 衣服デザインを具現化するための設計・制作力 2. 新たなテクノロジーを活用し、デザインに繋げ発展できる応用力 3. 高度な技術を商品化に結び付ける提案力
ファッション マネジメント 専攻	本研究科・専攻の定める修了要件（修了研究プロジェクト報告書の審査に合格すること）を満たし、ファッション知財を創造しビジネスに具現化させるために必要な以下に示す能力を備えたと認められること。 ■ファッション経営管理コース 1. ファッション知財を事業化するためのマネジメントを研究し、ビジネス化を推進・運営できる能力 2. ファッション企業の起業家・経営管理者に必要な、理論的且つ実践的専門知識と意思決定力

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

- ・ 単位の授与、修了要件については学則及び「文化ファッション大学院大学単位履修に関する細則（以下「細則」という）」、「文化ファッション大学院大学学位規程（以下「学位規程」という）」において規定するとともに、詳細を履修要項に記載し周知している。
- ・ 各授業科目の成績は AA・A・B・C・C（再試）・E の 6 段階で評価し、P は科目の可否のみを判定する評価としている。AA～C（再試）・P を合格として単位を授与し、E は不合格としている。
- ・ 成績評価基準及び評価方法については全科目においてシラバスに明記し、院生に周知している。
- ・ 授業への参加・意欲、試験、レポート、作品等の評価における配分割合を合計 100% になるようにパーセンテージで記載し、各科目の到達目標に対応した評価基準を明示している。
- ・ 修了認定基準についてはディプロマ・ポリシーを踏まえ「学位規程」に明記し、専攻ごとに明確な基準を策定している。
- ・ 1 年次から 2 年次への進級基準は基本的に設けていないが、1 年間に履修登録できる単位数の上限を「細則」で定めており、各年次における適切な授業科目を履修するように指導している。

【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

- ・ 1 単位あたりどの程度学修成果を上げたかを計る評価方法として GPA (Grade Point Average) 制度を導入している。院生自身が学修達成度を計ることで自主的な学修を進めるための指標となり、学修意欲の向上に繋げることができている。GPA 制度については「細則」に記載し周知している。

【資料 3-1-5】

- ・最終成績に基づき修了判定資料を作成し、修了要件に沿って厳正に審議された後、「修了判定特別教授会」にて報告される。その結果に基づき学長が修了を認定している。

【資料 3-1-8】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・建学の精神や教育目的に照らした単位認定基準、修了要件について継続的に検証していくとともに、全学的に教育の在り方について議論を重ね、改善・向上における PDCA サイクルを回していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

- ・前述のとおり、三つのポリシーの見直しを行い、新たなディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラム・ポリシーを策定した。
- ・カリキュラム・ポリシーは、ホームページを通じて学内外に公表し、学校説明会や入学時のオリエンテーション、履修相談等の場においても説明・周知に努め、厳格に運用している。

【資料 3-1-1】【表 3-2-1】

【表 3-2-1】カリキュラム・ポリシー

ファッションビジネス研究科	
教育目標とディプロマ・ポリシーを実現するために、以下の内容を教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）とする。各専攻においては、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を培うために、講義科目、演習科目、プロジェクト科目を設置し、1 年次から 2 年次へと基本から応用まで体系化されたカリキュラムにより教育課程を編成し実施する。	
ファッション クリエイション 専攻	■ファッションデザインコースが編成する教育課程 1. 「創る力」を培うために、服の本質を理解しデザインのアイデアを探る科目を配置する 2. 「考える力」を培うために、アイデアを発見しデザインに繋げ視覚化する科目を配置する

	3. 「編集する力」を培うために、デザインをビジネスに繋げる科目を配置する ■ファッションデザインコースの教育課程における教育方法 高いレベルでの理論と実務の融合を図るために、講義形式、演習形式による教育を中心とし、研究課題については、グループ演習、個人演習を実施する。また、個別指導、ディスカッション、インターンシップ、企業と連携した作品制作等も行う。 ■ファッションテクノロジーコースが編成する教育課程 1. 「作る力」を培うために、もの作りの専門性を高める基盤を構築する科目を配置する 2. 「応用する力」を培うために、新しいテクノロジーを活用してデザインに繋げる発展的なもの作りを可能にする科目を配置する 3. 「提案する力」を培うために、技術力を商品化に結び付ける科目を配置する ■ファッションテクノロジーコースの教育課程における教育方法 高いレベルでの理論と実務の融合を図るために、個別指導、講義形式、演習形式、資格取得のための特別講義、専門能力を育てるリサーチワーク、研究テーマを追求するグループワーク、校外実習・体験実習などのキャリア教育、企業と連携して行う作品制作に向けた事前教育を行う。
ファッションマネジメント専攻	■ファッション経営管理コースが編成する教育課程 1. ファッションビジネスにおける商品計画から流通・コミュニケーションまでの各業務の運営に関する科目を配置する 2. 企業・ブランド・業態などの経営戦略の立案、組織運営、人材管理、会計・財務管理等の科目を配置する 3. 新たな市場を創造する、革新的な事業の開発と運営に関する科目を配置する ■ファッション経営管理コースの教育課程における教育方法 高いレベルでの理論と実践の融合を図るために、個別ゼミ指導、講義形式、演習形式、ディスカッション、ディベート、各自の研究テーマを追求できるリサーチワーク教育を行う。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- ・本大学院は専攻・コースにおけるディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーを策定しており、このつながりを可視化するためのツールとしてコースごとにカリキュラムマップを作成している。新たなカリキュラム・ポリシーに基づいたカリキュラムマップは「令和元（2019）年度 第8回 教育・研究委員会」で協議し「令和元（2019）年度 第8回 教授会」にて審議後、学長が決定した。修了までに身につける能力を具体的に「カリキュラムの役割」として3項目挙げ、その「目的」は何であるのか、それは

「どのような力」であるのかを明示している。さらに学修成果の達成に関連する授業科目を体系的に示している。カリキュラムマップはホームページで公表している。

【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-2-1】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- ・カリキュラム・ポリシーに基づいた各コースの教育課程はそれぞれの人材養成に「必要な力」としてカリキュラムマップに示し、カリキュラムの役割としている。授業科目は、「プロジェクト科目」「デザイン科目」「テクノロジー科目」「マネジメント科目」に分類し、ファッションビジネスを幅広く学ぶことができるようバランスよく配置している。授業科目の分類はカリキュラムマップ策定と同時に「令和元（2019）年度 第8回 教育・研究委員会」で協議し、「令和元（2019）年度 第8回 教授会」にて審議後承認された。また、各コースが養成する具体的な職業分野に対応する履修モデルを作成し、ホームページで公表している。

【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

<ファッションクリエイション専攻（以下「FC 専攻」という）>

- ・ファッションデザインコース（以下「FD コース」という）は「オーナーデザイナー」「企業デザイナー」の育成を目的とした教育課程を策定している。そのために必要な力として「創る力」「考える力」「編集する力」を教育の柱としている。以下代表的な科目を例示する。

1. 「創る力」

主に造形力を修得する科目群である。「クリエイション造形Ⅰ・Ⅱ」を代表とし、服の本質を理解したうえでデザインのアイデアを服に落とし込み、作品制作へと繋げる。

2. 「考える力」

デザイン発想に関する科目群である。「ファッションデザイン&ソサエティⅠ・Ⅱ」「デザイン・ディベロップメント」により、生活者にとって価値ある創造的なアイデアを発見し、デザインとして表現する分析・発想力を修得する。また「プレゼンテーション演習Ⅰ・Ⅱ」により、自らの発想の具現化と創作背景の明確化する能力を修得する。

3. 「編集する力」

デザインとビジネス戦略に関する科目群である。「デザイナーブランドの商品企画」「グローバルビジネス論」等により、デザインをファッションビジネスへ繋げる感性と方策を修得する。

- ・ファッションテクノロジーコース（以下「FT コース」という）は「モデリスト」の育成を目的とした教育課程を策定している。そのために必要な力として「作る力」「応用する力」「提案する力」を教育の柱としている。以下代表的な科目を例示する。

1. 「作る力」

モデリスト育成の土台となる科目群である。「ファッションテクノロジー理論Ⅰ」「ファッションテクノロジー演習Ⅰ」「生産システムⅠ」により工業製品としての服作りの設計、製作力を修得する。

2. 「応用する力」

発展的なものの作りを修得する科目群である。「ファッションテクノロジー理論Ⅱ」「ファッションテクノロジー演習Ⅱ」により1年次に修得した服作りの設計、製作力をもとにモデリストの職業領域の理解をさらに深め、「ニューテクノロジー演習」により新しいテクノロジーによるものの作りを、「クリエイティブパターンメイキング」によりモデリストに必要なデザイン造形表現を修得する。

3. 「提案する力」

テクノロジーとビジネス戦略に関する科目群である。「クリエイティブシンキング」「デザイナーブランドの商品企画」により技術を商品化に繋げる提案力を修得する。

＜ファッションマネジメント専攻（以下「FM専攻」という）＞

- ・ファッション経営管理コース（以下「FBコース」という）はアパレルメーカーの「ブランドマネジャー」「マーチャンダイザー」、リテーラーの「マーチャンダイザー」「バイヤー」の育成を目的としている。また、社会人経験者で起業を目指す院生に向けて、通常のカリキュラムとは別に起業の実務的能力を修得する「起業プログラム」を設置している。「起業プログラム」では、ファッション企業の「起業家」や「経営者」の育成を目的とした教育課程を策定している。そのために必要な力として「ファッション企画力」「ファッション経営管理力」「実践的研究」を教育の柱にしている。以下代表的な科目を例示する。

1. 「ファッション企画力」

商品企画を行うために必要な知識を修得する科目群である。「素材論」では、アパレル製品の素材・テキスタイルの基本的性能を理解する。素材の種類・構造をはじめ、着心地、色柄・風合い等、ファッションビジネスに関わる上で不可欠なテキスタイルの科学的知識への理解を深める。また「デザインマネジメント演習」では、デザイン価値を収益に結びつけるマネジメントについて講義・演習を行った後に、ファッション商品のデザインやマーチャンダイジング、コミュニケーション戦略、空間演出等についての受託調査を行い、最終的に受託企業にプレゼンテーションを実施する。

2. 「ファッション経営管理力」

ファッション経営に関わる全分野を網羅する知識を修得する科目群である。「ファッションマーケティング論」では、ファッションの新たな動向に関する情報をリアルタイムで提供し、ディスカッションを通じて理解を深め、最終課題として、各自がブランド開発やブランド再生プランを発表する。

3. 「実践的研究」

自らのテーマに基づいて研究・企画力を修得する科目群である。「基礎研究プロジェクトⅠ・Ⅱ」「修了研究プロジェクト」では、現状の問題点を提起し、仮説を立て分析を行い解決策に導く力を養う。

- ・本大学院のシラバスは、「WEB シラバスガイド (BFGU 教員用)」に基づき、当該科目の位置付けをカリキュラムマップで確認したうえでカリキュラム・ポリシーに沿った内容になるよう作成している。
- ・シラバスの執筆では、「この授業を受けることでどのような知識・能力・視野等が身につけられるか」という学修成果に重点を置き、具体的に記載するよう統一している。
- ・シラバスには授業目的・方針、到達目標、授業計画、教科書、参考資料、評価方法、準備学習等を明記しており、パソコン、スマートフォン等から WEB 上で誰でも閲覧することができる。
- ・シラバスの記載内容の精度を高めるため、「令和元 (2019) 年度 第 2 回 内部質保証委員会 (現. 運営会議・内部質保証委員会)」にて、シラバスのチェック体制について協議を行った。その後、「令和元 (2019) 年度 第 11 回 教育・研究委員会」で検討した結果、専攻長・コース主任教授による点検を行い、必要に応じて加筆修正を求める仕組みを確立した。この点検により基本情報を洩れなく記載することで、内容の充実を十分に図ることができている。

【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】

- ・単位制度の実質を保つために、専門職大学院設置基準第 1 章第 12 条に則り、履修単位の上限を定め、「細則」に示している。各年次にわたって適切に授業科目を履修するために、1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を 35 単位と定め管理している。

【資料 3-1-5】

3-2-④ 教養教育の実施

- ・本大学院は専門職大学院であるため、いわゆる一般教養科目は開講していないが、専門的なカリキュラムを学ぶための基礎知識を補う導入教育を行っている。FD コースでは「服飾造形基礎演習」、FB コースでは「ファッションビジネス基礎理論」及び「ファッション商品基礎理論」を開講している。FD コースに関しては、受講する必要がある院生がいる年度に限り開講している。

【資料 3-2-6】【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

- ・本大学院はアクティブ・ラーニングを取り入れた「プロジェクト科目」を教育課程の中核としている。具体的な教授方法の工夫・開発については以下に例示する。

【資料 3-1-7】【表 3-2-2】【表 3-2-3】【表 3-2-4】

【表 3-2-2】全専攻のプロジェクト科目

全専攻	
1 年次	「ファッションビジネスメソッド（演習）」 FC 専攻、FM 専攻の内容をリンケージさせて、ファッションビジネスの流れを理解する本大学院において柱となる科目である。2 専攻 3 コースの院生合同による 11 人程度のグループを編成し、それぞれのコースの学修特性を活かして役割を分担し、アパレル事業の計画を行う。 具体的にはターゲット設定、ブランドコンセプト設定、初回シーズンコンセプト設定、アパレルデザイン、アパレルマーチャンダイジング、パターンメイキング、サンプルメイキング、アパレル生産計画、アパレル流通計画、プロモーション計画、さらに売上予算・粗利益予算までを想定し、アパレル製造卸のシミュレーションモデルを構築している。令和元（2019）年度よりデザインとパターンメイキングをつなぐ新たなツールとしてアパレル 3D CAD を導入した。1 年次生全員及び全教員が参加する「夏期北竜湖セミナー」でプレゼンテーションを行う。

【表 3-2-3】各専攻のプロジェクト科目

FC 専攻	
1 年次	「インターンシップ」 院生が自らの専門領域に適合する企業で 160 時間以上の実践的な就業体験を行う。企業での実務を通じて、自己の将来設計や就業意識について考える有効な機会となっており、その後の院生の研究活動に大きく影響を与えている。
FM 専攻	
2 年次	「フィールドプロジェクト」 ①インターンシップ、②企業・団体等からの受託研究、③ファッション・ベンチャー企業の設立、④ビジネスプランコンテストでの入賞のいずれかを選択し、実務現場での研究・実践を通じて実務能力を高めることを目的とする。

【表 3-2-4】各コースのプロジェクト科目

FD コース	
1 年次	「基礎研究・創作」 各自が設定したコンセプトに基づき、オリジナルのデザイン、パターン、素材、制作プロセスを駆使した作品制作を行う。研究活動を通じて一貫したテーマに取り組み、作品制作（フルコーディネート 10 体以上）、ポートフォリオ作成、展示発表を行う。
2 年次	「修了研究・創作」 学位を取得するための中核的科目である。企業とのコラボレーションを行い、各自が探求してきた 2 年間の創作活動の成果を修了作品制作（フルコー

	ディネイト 13 体以上) とポートフォリオでまとめる。優秀作品として選出された約 10 人はコレクション形式で発表し、約 4 人はブランド設立を想定し、実際のプロフェッショナルバイヤーに向けた展示会「rooms」に出展する。また、作品を「BFGU MAGAZINE」(作品集) にまとめ、ホームページで公表する。
FT コース	
1 年次	「基礎研究・創作」 1、2 年合同グループワークにより各自の研究テーマと研究方法を構築する。研究活動を通じて一貫したテーマに取り組み、作品制作 (フルコーディネイト 2 体)、ポートフォリオ作成、展示発表を行う。
2 年次	「修了研究・創作」 学位を取得するための中核的科目である。「基礎研究・創作」をもとに、メーカー、企業からの協力、コラボレーション等を行い、さらに視野を広げた研究に取り組む。研究活動を通じて社会が求める製品を技術的な側面から研究、考察する。1、2 年合同グループワークでは 1 年次生に向けたアドバイスも行う。研究結果として作品制作 (フルコーディネイト 3 体)、ポートフォリオ作成、展示発表を行う。
FB コース	
1 年次	「基礎研究プロジェクト」 1 年次において専門研究分野を定めるための科目である。ファッションマネジメント分野に関する研究テーマを設定し、調査研究を行い、研究成果を基礎研究プロジェクト報告書にまとめ、学内外に発表する。
2 年次	「修了研究プロジェクト」 学位を取得するための中核的科目である。各自がファッションマネジメント分野に関する研究テーマを設定し、調査・研究・分析を行い、修了研究プロジェクト報告書として提出し、修了研究発表会で発表する。優秀者は学内外に向けてプレゼンテーションを行う。

- ・本大学院では在学中、修了後に起業を希望している院生のために、起業サポートとなる科目を設置している。具体的な概要については以下に例示する。

【資料 3-1-7】 【表 3-2-5】

【表 3-2-5】 起業のサポートとなる科目 (一部抜粋)

専攻	科目名と内容
FC 専攻	「ファッションビジネス概論」 クリエイターに必要とされるファッションビジネス知識に関して、近年のパラダイムシフトを踏まえ、ファッション産業の構造や特性、アパレルブランドやファッションリテーラーの業務内容を学び、基本的な実務知識を修得する。

	「ブランド起業の実務(ブランド起業演習に2020年度入学生より名称変更)」 クリエイターがブランドを起業するために必要な実務的ノウハウ及び現在 の変質したファッションビジネスにおける開業後のブランディングについ て学び、最終的にブランド事業計画書の作成を通じて、ブランド起業におけ る実務知識への理解を深める。
FM 専攻	「ファッションビジネス起業論」 ファッション企業を起こすために必要とされるファッションビジネス特有 のメソッド、起業に関する実務知識を学び、事業計画書の作成を通じて、フ ァッションビジネスでの起業に備える。
	「フィールドプロジェクト」 フィールドプロジェクトのうち、「ファッション・ベンチャー企業の設立」 を選択した場合、実務家教員の個別指導により、事業計画書を作成し、在学 中にファッション・ベンチャー企業を設立・登記することで単位認定となる。

- ・FC 専攻ではデザイン・生産の現場で使用されている特殊・工業用機器を本大学院施設に積極的に取り入れ、院生が自ら操作できるよう指導している。作品制作を通じてデザインワーク、工業生産について学ぶ。その学修成果は文化ファッション大学院大学ファッションウィーク（以下「BFGU FW」という）にて、ファッションショー、展示で学内外に広く発表し、高い評価を得ている。

【資料 3-1-7】【資料 3-2-9】【表 3-2-6】

【表 3-2-6】特殊・工業用機器を使用する科目（一部抜粋）

科目名	機器名
基礎研究・創作	レーザーカッター、3D プリンター、刺繍ミシン、 超音波加工機、プレス機、工業用ミシン、 工業用ロックミシン、はと目穴かがり機、 シャツ釦穴かがり機、デジタルプリンター
修了研究・創作	
クリエイション造形Ⅰ・Ⅱ	
生産システムⅠ	
素材の特性・応用	
ニューテクノロジー演習	
ニットデザイン	ニットホールガーメント編み機
コンピュータニット	
ニット CADⅠ・Ⅱ	

- ・本大学院は、「教育・研究委員会」の「FD・SD ワーキンググループ（以下「FD・SD WG」という）」が中心となり、組織的な研修を実施している。教授方法の工夫・開発については、教員が相互に授業見学をするピアレビューのFDを実施しており、各教員が授業内容及び教授方法について学び、自身の授業に反映している。また授業アンケートの結果を各教員が振り返ることで教授方法の工夫・開発に繋げている。

- ・院生からの授業アンケートは集計結果をまとめ、FD・SD 研修「2019 年度授業アンケート結果報告会」にて報告を行っている。その内容を踏まえ、シラバスを見直し教授方法の改善に努めている。「授業アンケート集計報告」はホームページで公表している。

【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】【資料 3-2-12】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性に留意したうえで三つのポリシーを改訂した。しかしファッション産業界をめぐる環境の変化に伴い、今後求められるカリキュラム編成を引き続き検討していく必要がある。変化に対応していくため、令和元(2019)年度に「第 1 回 教育課程連携協議会」を開催し、現在の産業界ではどのような人材や能力が求められているかの意見を受けた。その意見を具体的にカリキュラムに反映させるため、「運営会議・内部質保証委員会」にて検討を重ねている。今後も「教育課程連携協議会」を定期的に開催し、教育課程編成における体制を整備していく。
- ・必修科目・選択科目、講義科目・演習科目・プロジェクト科目の内容とバランスをカリキュラムマップに沿って見直すとともに、学位認定の必要単位数について吟味し、本大学院にとって必要な学修内容・水準を精査して単位制度の実質を保つことに尽力する。また、カリキュラムマップの院生に対する説明とともに、履修相談等への運用を実行する。
- ・シラバスは授業アンケートの結果を踏まえた点検と改善を行っている。また、各回の授業における事前学習、事後学習の明記を、専任教員のみでなく非常勤講師にも周知・徹底する事でシラバスの記載内容の精度を高めていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

- ・本大学院は、教育目的を踏まえた三つのポリシーを策定しており、特にディプロマ・ポリシーに基づいた達成度を判断することで学修成果を評価している。具体的には、院生の学修状況・コンテスト受賞状況・資格取得状況・就職状況の調査、院生の意識調査等により学修成果を点検・評価しており、「中期計画（5 ヵ年）フォローアップチェックリスト」で達成度の評価を行い、教職員全員で教育改善に関する認識を共有している。

【資料 3-3-1】

1. 学修状況

- ・前期及び後期終了時に、院生を対象とした授業アンケートを実施し、そのアンケート

結果に基づいて、シラバスで設定した授業目的の達成状況を点検・評価している。授業アンケート全体の分析結果については、「FD・SD WG」で集計し、FD・SD 研修「授業アンケート結果報告会」において教職員全員で共有し、学修状況の点検・評価を行い、その後の授業の適正化に繋げている。

【資料 3-2-12】【資料 3-3-2】

- ・各コースのプロジェクト科目の学修成果である作品、ポートフォリオ、研究報告書は、1 年次、2 年次それぞれの学修成果の集大成である。これらを学内外に向けて発表するために「BFGU FW」を開催している。ここでは学修成果をファッションショー、作品展示、研究発表の形式で 5 日間にわたり披露している。外部審査員による審査会や産業人、教育関係者等、多数の来場者からの評価は、院生にとって学修成果の点検・評価を受ける最も大きな機会となっている。各コースのプロジェクト科目における点検・評価方法は、ディプロマ・ポリシーに基づき適切な基準を設定し運用している。具体的な評価基準については、以下に例示する。

【資料 3-2-9】【資料 3-3-3】【資料 3-3-4】【表 3-3-1】

【表 3-3-1】各コースのプロジェクト科目の評価基準

FD コース	
1 年次	「基礎研究・創作」 終了作品、展示の評価は、専任教員、産業界の外部審査員により「アート性・独創性」「素材表現」「色彩表現」「完成度」「展示方法」の観点で採点を行っている。また、展示会の来場者にアンケートを実施し、その結果をフィードバックしている。
2 年次	「修了研究・創作」 修了作品の評価は、専任教員により「アート性・独創性」「素材表現」「色彩表現」「完成度」「市場性」の観点で採点を行っている。その結果、ファッションショーに参加する約 10 人と、プロフェッショナルなバイヤーに向けた展示会「rooms」に出展する約 4 人を選出し、産業界等の来場者から評価を受けている。
FT コース	
1 年次	「基礎研究・創作」 終了作品、展示の評価は専任教員により「作品完成度」「展示方法」「ポートフォリオ」の観点で採点を行っている。また、展示会の来場者にアンケートを実施し、その結果をフィードバックしている。
2 年次	「修了研究・創作」 修了作品、展示の評価は、専任教員、産業界の外部審査員により「研究内容」「素材表現」「作品完成度」「展示方法」「作品プレゼンテーション」の観点で採点を行っている。また、展示会の来場者にアンケートを実施し、その結果をフィードバックしている。

FB コース	
1 年次	「基礎研究プロジェクト」 基礎研究プロジェクト報告書は、専任教員により「調査研究報告及びプレゼンテーションの内容」「日常の研究活動（研究内容、研究態度）」「授業への参加・意欲」の観点で採点を行っている。また、発表会の来場者から受けた評価をフィードバックしている。
2 年次	「修了研究プロジェクト」 修了研究プロジェクト報告書は、専任教員により「テーマと研究成果の社会性」「論理性」「情報力、専門知識」「企画力、独自性」「プレゼンテーション」「日常の研究活動」の観点で採点を行っている。また、選抜された優秀者は、産業界に向けたプレゼンテーションを行い、来場者から受けた評価をフィードバックしている。

- ・FD コースにおいては、平成 29（2017）年度修了生が 2 年間の研究テーマとしてホールゲーム編み機を使用したニットウェアの可能性に着目し、使用する糸の種類や特徴、さらに立体的な分析を行い、衣服を構成する複雑なパターンデータを研究した。研究の過程においてデザイン性に富む斬新なニット製品を効率よく製造する技術を発明し、修了研究・創作の成果として高く評価された。その技術は、令和元（2019）年度に特許を出願した。

【資料 3-1-3】

2. コンテスト受賞状況・資格取得状況

- ・FD コースでは、ファッションの専門家による評価の場として国内外のコンテストへの応募を院生に推奨しており、コンテストの受賞状況を学修成果の指標の一つとして点検・評価している。令和元（2019）年度の結果は、以下のとおりである。

【資料 3-3-5】【表 3-3-2】

【表 3-3-2】令和元（2019）年度コンテスト受賞結果

コンテスト名	賞 名	備 考
第 34 回イェール国際フェスティバル（フランス）	ファッション部門 審査員特別賞	平成 28(2016) 年度 修了生
International Contest for Young Designers ‘Admiralty Needle’ （ロシア）	プレタポルテ・デラックス部門 1 位	2 年次生
	プレタポルテ・ディフュージョン部門 1 位	平成 30(2018) 年度 修了生
	プレタポルテ・ディフュージョン部門 2 位	平成 30(2018) 年度 修了生
第 93 回装苑賞	佳作 2 位	1 年次生

	入選	2人：2年次生 平成 30(2018)年度 修了生
2019Tokyo 新人デザイナーファッ ション大賞	アマチュア部門 入選	2年次生
big design award 2019	入選	2人：2年次生 平成 28(2016)年度 修了生
第 21 回千年大賞	オフィスウェア部門 入選	2年次生
	サービスウェア部門 入選	2年次生
新宿ファッションフィールド 2019	入選	2年次生
文化服装学院ファッションコンテ スト 2019	服飾工芸部門 佳作	2年次生

- ・FT コースでは、一般財団法人日本ファッション教育振興協会が主催する「パターンメイキング技術検定 1 級」の取得を推奨している。この検定はアパレル企業でパターンメイキング実務を 5～6 年程度積んだレベルを想定した難易度の高い検定であり、コース修了時の学修成果の水準としている。また隔年実施の東京都職業能力開発協会が主催する国家技能検定「婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業）」の取得もあわせて推奨している。FB コースでは、受験に向けた学修機会の増加を目的に、一般財団法人日本ファッション教育振興協会が主催する「ファッションビジネス能力検定」の取得を推奨している。これらの資格の取得状況を学修成果の指標の一つとして点検・評価している。令和元（2019）年度の結果は、以下のとおりである。

【資料 3-3-1】 【資料 3-3-6】 【表 3-3-3】

【表 3-3-3】 令和元（2019）年度資格取得結果

検定名・級	受験者数	合格者数	備 考
パターンメイキング技術検定 1 級	19 人	18 人	合格率 94.7%
婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業）2 級（全科目合格）	13 人	4 人	合格率 30.8%
ファッションビジネス能力検定 2 級（全科目合格）	2 人	1 人	合格率 50%

3. 就職状況の調査

- ・院生が修了時に「修了後進路等報告書」を記入し、「学生生活委員会」でまとめ、その結果を教授会で報告している。このことで教職員全員が院生の就職状況を把握できるようになっている。令和元（2019）年度修了生の就職率は 57.1%であった。また修了生によ

る組織「BFGU OB・OG 会」を通し、修了生の追跡調査として国内外の修了生を対象とした「就職状況調査アンケート 2019」を実施し、就職状況の現状把握を行った。

【資料 3-3-7】【資料 3-3-8】【資料 3-3-9】

4. 院生の意識調査

- ・「学生生活委員会」において、学生生活調査アンケートや「学生会」によるヒアリングを行い、その結果を教授会で報告している。これにより教職員全員で院生の就学意識や学生生活全般に関する認識の共有を行っている。

【資料 3-3-10】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

- ・授業アンケート結果は担当教員にフィードバックし、授業目的を達成しているかを各教員が確認している。担当教員はアンケート結果を踏まえ、自己評価、今後の改善・目標をまとめた自己点検レポートを作成し、次年度の授業内容や方法、教材、学修指導、授業環境等の改善に繋げている。
- ・各担当教員から提出された自己点検レポートは、研究科長、専攻長、コース主任教授、教学事務室が内容の確認を行い、本大学院に対しての提案・要望等については、「運営会議・内部質保証委員会」で協議している。令和元（2019）年度は、専任教職員と非常勤講師が合同で参加する「講師会」または個別対応にてフィードバックし、実習室使用についての検討や教室の環境整備等を行った。

【資料 3-3-11】

- ・FD・SD WG において、授業の質向上を目的とし、教員が相互授業見学できる「教え方に関する研究会-授業のピアレビュー-」を実施している。基本的には全科目を対象とし、専任教員が授業を見学できる機会を前期（6 月）、後期（11 月）共に 2 週間設け、准教授、助教、助手は、原則として年 1 回以上参加することを義務付けている。見学後に授業ピアレビューレポートを作成し、教員間で意見交換することで、効果的な教育方法の見直しに役立てている。

【資料 3-3-12】

- ・FD コースで推奨しているコンテストの応募については、コンテスト応募者からヒアリング等を行い、国内外のコンテストで受賞者を輩出できるよう、作品の造形力だけでなく、ポートフォリオ作成能力やプレゼンテーション能力の強化を図っている。
- ・FT コースと FB コースで推奨している資格取得については学修成果の一つと捉えており、受験者数の増加と合格率の向上を目指し、既存のカリキュラム内容の検討・改善に取り組んでいる。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・院生の学修状況及びその達成の度合いを把握するにあたり、入学から修了までの評価の

可視化を目指し、学修成果の点検・評価を効果的に連携すべく、「令和元（2019）年度第2回内部質保証委員会（現. 運営会議・内部質保証委員会）」において、学修ポートフォリオの作成等の検討を進めている。

- ・学修成果の点検・評価への取り組みを明確にするため、運営会議・内部質保証委員会において「アセスメント・ポリシー」の設定・運用について検討する。
- ・修了生の追跡調査については、より多くの回答が得られるよう効果的なアンケート方式や周知方法を検討し、継続して実施することで就職状況の現状把握に努める。
- ・学生生活調査アンケートについては、内容の見直しとアンケート結果から満足度向上に繋がる改善策を実施する。

【基準3の自己評価】

- ・建学の精神と教育目的を踏まえディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、適切に周知している。単位認定基準、修了認定基準を適切に定め、運用している。
- ・カリキュラムマップの作成をもって、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。
- ・シラバスは学修成果に重点を置き、具体的に記載するよう統一している。専攻長・コース主任教授が客観的視点から記載内容の点検を行うことでシラバスの精度を高め、内容の充実を図っている。
- ・プロジェクト科目にてアクティブ・ラーニングを取り入れ、教育課程の中核としている。全学的なFDでの取り組みにより、教授方法の改善を進めるための体制を整備し運用している。
- ・三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえ、授業アンケート、コンテスト受賞状況・資格取得状況・就職状況調査、学生生活調査アンケート等を実施し、教育方法や学修指導の改善を行うことで、学修成果の点検・評価結果のフィードバックをしている。

以上のことから、基準3「教育課程」については各項目に求められる内容を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

- ・文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）は、学則第 23 条に「学長は、本大学院の校務を総理し、所属の職員を統督する。」と定め、学長は本大学院の意思決定と運営の責任者であることを表している。

【資料 4-1-1】

- ・本大学院の運営と教学マネジメントの審議機関として、「運営会議・内部質保証委員会」及び教授会を設置している。「運営会議・内部質保証委員会」は、学則第 24 条に「本大学院に、運営会議・内部質保証委員会を置く。」と定めており、学長がリーダーシップを発揮するための会議体としての補佐体制として置いている。学長の大学院運営や運営に関わる意思決定を円滑化するにあたり、学長が議長となり、研究科長、専攻長、コース主任教授、事務長が参画している。

【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】

- ・「文化ファッション大学院大学 研究科長・専攻長・コース主任教授規程」第 4 条に「研究科長は、学長を補佐して研究科の教育研究に関する業務を掌握する。」と定め、研究科長は必要な企画及び学内の意見調整等を行うべく学長の補佐を行っている。さらに、事務業務を進めるうえでは事務長が補佐を行っている。

【資料 4-1-3】

- ・教授会は、学則第 25 条に「本大学院に、教授会を置く。」と定めており、本大学院における教育研究に関する事項を審議する場として、次の（1）～（9）の事項及びその他運営に関する重要な事項等について、8 月を除く毎月 1 回開催し審議・報告等を行っている。学長は、教授会で審議された事項について最終決定しており、学長のリーダーシップにより、全学の意思統一を図りつつ目的達成に向けた教育研究活動を推進する教学マネジメントの機能性が十分に発揮できる体制を整備している。

- (1) 教育計画及びその実施に関する事項
- (2) 入学試験及び学生の入学に関する事項
- (3) 教育課程及び学生の試験に関する事項

- (4) 学位課程の修了、学位授与に関する事項
- (5) 学則変更及び規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 科目等履修生及び聴講生に関する事項
- (7) 学生の除籍及び賞罰に関する事項
- (8) 教員の採用又は昇任、その他進退に関する事項
- (9) その他教育研究に関する事項

【資料 4-1-1】【資料 4-1-4】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

- ・本大学院の教育目的達成のため、教育研究に関する事項を審議する組織として教授会を設置している。教授会は、学長及び本大学院に所属する専任教員をもって構成され、学長が議長となることとしている。

【資料 4-1-4】

- ・教授会の下に「運営会議・内部質保証委員会」、「教育・研究委員会」、「学生生活委員会」、「自己点検・評価委員会」等の各種委員会を置き、主要な委員会については、委員会規程において役割と責任を明確化している。

【資料 4-1-2】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】

- ・各委員会において重要な事項について協議が終了したときは、その協議結果を教授会に報告し、学長の最終決定を得なければならないとしており、委員会の役割と責任は明確化されていて適切に機能している。

【資料 4-1-4】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

- ・本大学院の職員の配置と役割については、「学校法人文化学園 職制」及び「学校法人文化学園 分課分掌業務規程」により、教学事務室の組織、職務分掌を定め、各職員の役割を明確化し、適切な事務執行ができる体制を整えている。大学院事務を総括する事務長のもと、教務関連、学生関連、入試広報等の各担当者を配置している。職員は、各委員会に委員として参画し、教学事務室としての庶務を担当するとともに、委員として必要な意見を述べ、教員と一体となって本大学院の教育研究の向上を図っている。

【資料 4-1-8】【資料 4-1-9】【資料 4-1-10】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後も引き続き、学長のリーダーシップのもと、全学の意思統一を図り、教育研究活動を推進する教学マネジメントの機能が十分に発揮できる体制を維持する。職員については、今後も適切な事務執行ができる体制を維持するとともに、「FD・SD ワーキンググループ（以下「FD・SD WG」という）」を中心とした FD 活動や SD 活動を通じて、更に教員及び職員の相互の連携を強め、専門性を高めていくことができるよう計画的に取り組んでいく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

- ・「国際的に通用するファッション価値を創造・具現化させ、グローバル視点に立つ独自のブランドを確立できる人材」を育成するために、各専攻の研究専門分野に応じた専任教員（研究者教員及び実務家教員）を配置している。令和 2（2020）年度の専任教員数は、以下の【表 4-2-1】に示すとおりであり、専門職大学院設置基準を上回り、教育課程に即した教員の確保と配置がなされている。

【表 4-2-1】

【表 4-2-1】専攻別専任教員数と専門職大学院設置基準上必要専任教員数

[令和 2（2020）年 5 月 1 日現在 単位：人]

専攻	専任教員数				設置基準上必要 専任教員数
	教授	准教授	助教	計	
ファッション クリエイション	4 (3)	2 (1)	5 (3)	11 (7)	8 (3)
ファッション マネジメント	6 (5)	0 (0)	3 (0)	9 (5)	9 (3)
合計	10 (8)	2 (1)	8 (3)	20 (12)	17 (6)

(内実務家教員数)

- ・専任教員の採用・昇任に関しては「文化ファッション大学院大学専任教員の任用に関する規程」と「文化ファッション大学院大学教員選考委員会の運用細則」、助手は「文化ファッション大学院大学助手規程」「文化ファッション大学院大学任期制教員及びその任期に関する規程」「文化ファッション大学院大学任期制教員及びその任期に関する規程細則」に基づき、職位に応じた資格を定め、適正に運用している。

【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】

【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】

- ・専任教員の採用に関しては、採用候補者の推薦書、履歴書、教育研究業績、実務・職務業績、その他業績に関する実物、又はこれに準ずる資料及び面接から総合的に判断している。特に、実務家教員の採用については、兼任教員としての授業や特別講義での授業経験を考慮し、ファッション企業での実務経験豊富な人材を積極的に採用している。専

任教員の募集に際しては、各専攻の意向を尊重し、補充が必要な専門領域や人数、職位等の検討を行い、教学事務室と連携を取りながら、学長に提案する。欠員と年齢構成から予測される教員数の推移に鑑み、教員数及び教授数の維持に必要な場合は、公募、推薦による採用を行うこととしている。

【資料 4-2-2】

- ・ 助手の採用に関しては、「文化ファッション大学院大学助手規程」に基づき、公募、推薦により応募のあった採用候補者の履歴書、その他必要書類及び面接により任期を付して採用している。ファッション分野に特化した研究を行う大学院がほとんどないこともあり、教員を目指す意思を有している修了生を助手として採用している。

【資料 4-2-3】

- ・ 専任教員の昇任に関しては、教育上の能力、職務上の実績、研究業績等から総合的に判断している。特に、現在の職位に就任した以降の教育研究業績を重視している。
- ・ 採用・昇任の手順は、「文化ファッション大学院大学教員選考委員会の運用細則」に基づき実施している。専任教員の採用・昇任候補者は、専攻長の推薦に基づき、「教員選考委員会」で適任候補者を審査し、その結果を学長が教授会の審議を経て承認し理事長に報告し、理事長は承認された者の中から任用すべき者を決定し任命している。

【資料 4-2-2】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

- ・ 「教育・研究委員会」に「FD・SD WG」を組織し、「教育・研究委員会」で、関心の高いテーマ、社会的な問題等についての研修を年度ごとに検討している。計画した内容を教授会で報告、情報を共有し、全学的な取り組みとしてFD研修を継続的に実施している。

【資料 4-1-6】

- ・ 教育内容・方法の改善、教育力向上のための具体的な施策として次の3つの活動を組織的に実施している。

1. 授業に対するアンケートを活用した自己点検・評価の実施

年2回、院生による授業に対するアンケート調査を実施している。授業アンケート集計結果は担当教員にフィードバックし、自己点検レポートを提出させることで授業改善に努めている。また、授業アンケート集計報告として前年度からの授業満足度推移等をまとめ、授業満足度をあげられるよう原因追究とともに全学的な授業の質向上に繋げている。

【資料 4-2-6】【資料 4-2-7】【資料 4-2-8】

2. 教員相互による授業のピアレビューの実施

教員が相互で授業参観できる機会（ピアレビュー）を毎学期実施している。授業を参観

した教員から、授業の効果的な展開方法等優れた点をまとめたレポートを提出させ、自身の講義の改善に役立てている。

【資料 4-2-9】

3. 外部講師を招聘した研修の実施

近年、外部講師を招聘した研修は、以下の【表 4-2-2】内容で実施した。

【表 4-2-2】

【表 4-2-2】外部講師を招聘したFD研修の取組み [所属・肩書等は実施日現在 単位：人]

実施日	講師	テーマ	参加者数
2018 年 7 月 31 日	中村 恵子 氏 (株式会社 ユカアンドアルファ ゼネラルマネージャー)	アパレル 3DCAD システムについて	24
2018 年 11 月 15 日	横田 幸信 氏 (i.school ディレクター／ i.lab, Inc. マネージング・ ディレクター／早稲田大学ビジ ネススクール非常勤講師)	Design Meets Innovation, Innovation Meets Design	24
2019 年 9 月 5 日	三牧 純一郎 氏 (経済産業省 商務・サービスグル ープ クールジャパン政策課長 ファッション政策室長)	クールジャパン戦略とフ ァッション政策の最新動 向について	28

- ・授業アンケート、授業のピアレビュー、外部講師による研修、いずれにおいても「FD・SD WG」、「教育・研究委員会」、「教授会」を通じ教職員全体で情報を共有し、教育内容・方法の改善・向上に向けて組織的に取り組んでいる。

【資料 4-2-10】

- ・FD 研修を実施したことで、アパレル 3DCAD、デザインシンキング等の新たな分野を授業に取り入れることへと繋がった。また、授業アンケート集計結果をもとに授業内容・方法の改善を行ったことで、前年度よりも学生の満足度が高まっていることから FD 研修の成果がでていることがわかる。

【資料 4-2-8】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・教員の採用に関しては学内推薦のみでなく「JREC-IN portal 求人サイト」を利用し公募を行った。今後も公的機関を利用する等、引き続き学外からの教員採用を実施していく。
- ・教員の昇任については、履歴、業績、特に現在の職位に就いた時からの実績、人格等の観点から教員としての資質や能力等の適性並びに職位の妥当性を審査してきた。今後も

教員採用・昇任にあたっては、教育水準の維持向上及び教育研究の活性化を図らなければならないことを考え、年齢構成や専門領域に関わる経歴、業績等に考慮し、更なる教員の充実を目指していく。

- ・質の高い教育を提供するために、引き続き、「FD・SD WG」の活動を組織的に実施し、教育を担う教員の資質向上に努めていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

- ・大学運営に関わる職員の資質・能力向上のための具体的な施策として次の3つの活動を実施している。

1. 「教育・研究委員会」の「FD・SD WG」で企画し全学的に実施している SD 研修
「教育・研究委員会」に「FD・SD WG」を組織し、関心の高いテーマ、社会的な問題等についての研修を年度ごとに検討している。計画した内容を教授会で報告、情報を共有し、全学的な取り組みとして SD 研修を継続的に実施している。具体的には、以下の【表 4-3-1】内容で実施した。

【資料 4-1-6】【表 4-3-1】

【表4-3-1】全教職員を対象としたSD研修の取り組み [所属・肩書等は実施日現在 単位：人]

実施日	講師	テーマ	参加者数
2019 年 9 月 18 日	稲葉 光弘 氏 (公益財団法人 21 世紀職業財団 客員講師)	キャンパスハラスメント 防止に関する研修会	35
2020 年 2 月 27 日	小倉 千尋 氏 (公益財団法人 21 世紀職業財団 ハラスメント防止研修客員講師)	—誰もがイキイキと働 き、学べる環境づくりの ために—セクシャルマイ ノリティについて考える	31

2. 学校法人文化学園（以下「本学園」という）が実施している職員研修

本学園が実施している職員研修は、職位により職員の資質・能力向上のために実施している。令和元（2019）年度は、以下の【表 4-3-2】内容で実施した。

【資料 4-3-1】【表 4-3-2】

【表4-3-2】本学園が実施しているSD研修の取組み

[単位：人]

実施日	研修名・講師	対象者	参加者数
2019 年 3 月 25 日～27 日	2019 年度新入職員研修会 講師：学内担当者及び外部講師	新入職員 (教員・一般職員)	33
2019 年 12 月 13 日～14 日	中堅職員研修会 講師：外部講師	勤続 10 年以上 かつ 35～40 歳の一般職員	14
2019 年 10 月または 11 月の 3 日間	新任管理職研修 (学外研修) ※産能マネジメントスクール	新任管理職 (一般職員)	6
2020 年 3 月 2 日	パワーハラスメント防止研修 講師：外部講師	役員・管理職 (全教職員)	161

※2019 年度の若手職員研修会は、対象者数が実施可能人数に達しなかった為、未実施。

3. 経験年数、担当業務に応じた外部研修

経験年数、担当業務に応じ、令和元（2019）年度は、以下の【表 4-3-3】外部研修に参加し、大学院職員に求められる能力向上に努めている。

【資料 4-3-2】【表 4-3-3】

【表4-3-3】外部研修の参加状況

[所属・肩書等は実施日現在 単位：人]

実施日	研修名	講演者	参加者数
2019 年 6 月 25 日	留学生に対する生活 指導等講習会	・文部科学省高等教育局 学生・留学生課留学生交流室 ・警視庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策総務課 ・東京出入国在留管理局 留学審査部門 等	1 (留学生 担当職員)
2019 年 8 月 5 日	留学生事業に関する 業務等説明会	・文部科学省高等教育局 学生・留学生課	1 (留学生 担当職員)
2020 年 1 月 22 日	留学生事業に関する 業務等説明会	・文部科学省高等教育局 ・経済産業省 貿易経済協力局 ・出入国在留管理庁 等	1 (留学生 担当職員)
2020 年 2 月 16 日	2020 年度以降の高等教育 政策を考える研修会	・桜美林大学主催 ・筑波大学長 永田 恭介 氏 等	2 (管理職)

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後も、職員の研修については、本大学院の使命・目的等の実現、中長期計画の達成及び個々の職員のキャリアアップのために内容面の充実に努めていくとともに、研修効果の検証・分析を進め、大学院運営へのフィードバックを実効性のあるものにしていく。
- ・FD・SD 研修については「教育・研究委員会」で、関心の高いテーマ、社会的な問題等についての研修を進めるとともに、教員、職員が個々と互いの現状を認識し、より有機的な連携を行うことにより、院生のための教育活動をよりよく実現していくことを目指していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

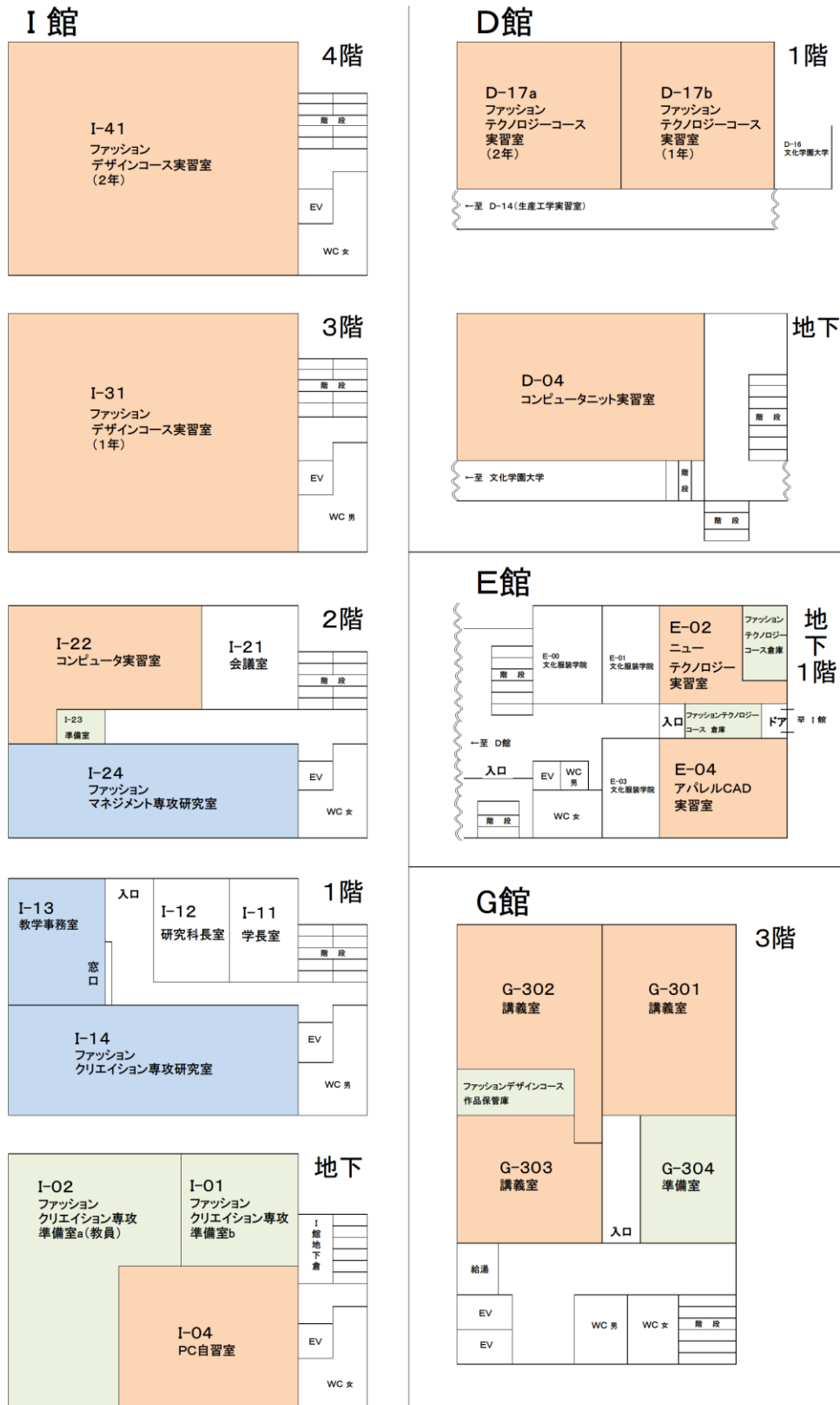
(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

- ・東京都心にある都市型キャンパスであるが、限られた敷地面積を有効に活かしている。各研究室には、全教員各自の机、椅子、PC、キャビネット等を配置し、インターネット環境、プリンターが整っている。
- ・ファッションクリエイション専攻（以下「FC 専攻」という）研究室は、各自のスペースの仕切りがなくオープンスペースであり、コミュニケーションがとりやすい環境である。また、演習・実習の比重が大きい教員には、研究室以外の教員専用の準備室があり、各自の作業机、椅子の他、アイロンやミシン等があり、制作できる研究環境を整えるよう配慮している。
- ・ファッションマネジメント専攻（以下「FM 専攻」という）研究室は、各自のスペースをパーティションで区切っているため、研究に専念できる環境を整えている。
- ・全院生が自由に使用できる自習室があり、Mac と Windows の PC、インターネット環境、プリンター、スキャナーが設置されている。FC 専攻は、コース・学年別の実習室やニット CAD 等の専用実習室に、制作に必要な様々な特殊な機材を設置、FM 専攻は、自習室とは別にあるコンピュータ実習室が使用でき、各自が研究できる環境を整備している。
- ・教室配置図【図 4-4-1】を次に示す。

【図 4-4-1】

【図 4-4-1】教室配置図



- ・ 学生授業アンケート、教員から提出された自己点検レポートに記載されている環境整備に関する内容を確認し、必要な備品等を購入できるよう予算取りを行い、毎年、満足度向上に取り組んでいる。令和元（2019）年度は、アイロン、ミシン等機材の台数を増加、PC を買換え PC 環境や教室環境の改善を実施した。

【資料 4-2-6】【資料 4-2-7】

- ・ 各教室、研究室等で使用している機材の故障等不具合があった場合は、教学事務室から本学園施設部等へ即時に連絡し修理を行っている。また、購入が必要と判断したものに関しては、備品購入等を行い適切な管理・運営に努めている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

- ・ 本大学院では、学術研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的基準を定めることにより、その研究が科学的及び社会的規範に照らし適切な方法で遂行され、社会からの信頼を確保することを目的に「文化ファッション大学院大学 研究倫理指針」を定めている。

【資料 4-4-1】

- ・ 本学園における知的財産の創生、保護及び活用の推進等を図るため、「文化学園知財センター」を置き、職員が行った発明の取り扱いについて必要な事項について定める「学校法人文化学園 職務発明取扱規程」「学校法人文化学園 職務発明取扱規程細則」を整備している。学内の研究活動における発明についての資料を新入生にオリエンテーションで配布することで院生にも共有している。

【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】

- ・ 「文化ファッション大学院大学研究費に関する規程」「文化ファッション大学院大学研究公正委員会規程」「文化ファッション大学院大学研究費不正使用防止委員会規程」を整備することにより、研究費の不正使用及び研究活動における不正行為を防止することを基本方針として掲げている。研究費使用については、各教員から提出された研究計画書と研究報告書に記載された内容をコース主任教授、専攻長、研究科長、学長の流れで確認することで、厳正な運用に努めている。

【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

- ・ 教員個人の研究活動の支援を目的とし、学内資金により専任教員個人への研究費を設けている。「文化ファッション大学院大学研究費に関する規程」第3条及び第4条に基づき、研究計画書、研究報告書を提出することにより、職位に応じた適切な金額を配分している。

【資料 4-4-6】

- ・ 本大学院では、外部資金の積極的な導入を推奨しているが、公的な競争的資金としては、

企業との共同研究を推奨している。公的な競争的資金の獲得は厳しい状況にあるが、企業から院生への資材提供等の物的支援は数多く受けている。具体的には、提供された資材を使用し制作した作品を文化ファッション大学院大学ファッションウィークで発表し評価を得たり、院生対象のアワードを開催しプロによる評価を受け、優勝者に海外研修を与えたり等、企業からの支援は院生の研究活動に活かされている。

【資料 4-4-9】

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本大学院では、教育と研究に関する専門事項を審議するために、「教育・研究委員会」を設置し、引き続き、研究・教育活動を強化・推進するとともに適正な運用に努めていく。
- ・研究環境の整備については、本大学院だけでは解決できない本学園全体の施設に関する問題もあるため、設置各校合同による「教室問題検討委員会」で引き続き問題提起し、組織・研究の活性化を図っていく。
- ・研究倫理については、方針に従い、研究者に求められる倫理に基づいて適正な運用を行うとともに、不正防止に努め、社会からの信頼に応えていく。
- ・外部資金を獲得するために、研究活動の促進、支援ができるよう、組織的なサポート体制を整えていく。

【基準 4 の自己評価】

- ・本大学院では、学長がリーダーシップを発揮できるよう、各部署、教授会等の職務や権限を明確に規定し、執行を担う教職員を適切に配置することで、権限の適切な分散と責任・役割の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。
- ・教員の配置については、教育目的、教育課程に則した採用、昇任等が規程に基づき適正に行われている。
- ・職能開発については、教育内容・方法等の改善のための FD 活動、大学院運営に必要な資質・能力向上のための SD 活動を効果的に実施している。・限られた敷地面積を有効に活かし、机、椅子、PC の他、制作に必要な特殊機材を設置し、教員・院生各自が研究できる環境を整備し、適切な管理・運営に努め、学内資金による研究費を配分する等、研究支援を行っている。

以上のことから、基準 4「教員・職員」については各項目に求められる内容を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- ・文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）の経営母体である学校法人文化学園（以下「本学園」という）は、「学校法人文化学園 寄附行為」第 3 条に「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、私立学校を設置し、学校教育を行うことを目的とする。」と目的を掲げている。第 3 章では役員及び理事会について、第 7 条で理事の選任、第 8 条で監事の選任、第 12 条で理事長の職務、第 16 条で監事の職務、第 17 条で理事会を定め、第 4 章では評議員会及び評議員について、第 22 条で評議員会、第 24 条で諮問事項、第 26 条で評議員の選任を定め、役員及び評議員の職務内容、運用に係る事項を明確にする等、学園経営は教育基本法、学校教育法及び私立学校法の趣旨に則って堅実に運営している。

【資料 5-1-1】

- ・「学校法人文化学園 職員就業規程」第 3 章の服務規律、第 1 節心得の第 20 条においては「職員は学園の諸規程及び諸規則を守り、誠実に職責を果たし、一致協力して本学園の公的使命達成のために努めなければならない。」と定めたうえで、全規程を「文化学園イントラネットポータル」上に公開し教職員に周知することで、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】

- ・学校教育法施行規則第 172 条の 2 に掲げる 9 項目の教育研究活動等の状況についての情報については本大学院ホームページにて公表している。また、私立学校法第 63 条の 2 にて公表を義務付けられている、寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿、役員報酬については、本学園ホームページにて公表し、「学校法人文化学園 寄附行為」第 38 条及び「学校法人文化学園 書類閲覧規程」に則り事務局に備付けを行い、閲覧に供することで適切な情報公開に努めている。

【資料 5-1-1】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・「学校法人文化学園 寄附行為」に規定された最高意思決定機関として理事会及びその諮問機関として評議員会を設置し、定期的な開催によって経営面における審議・諮問を適切に行っている。また、理事会のもとに管理運営に必要な学園本部を置いて使命・目的

達成のための運営態勢を整え、設置校、附属組織及び収益事業組織と連携して本学園の将来へ向けた中・長期計画を策定するとともに、中期計画に基づく具体的な単年度の事業計画を策定し、将来に向けた目的実現への継続的努力を行っている。

【資料 5-1-1】【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】

- ・教学上の使命・目的の実現に向けては、学則第 23 条第 1 項に「学長は、本大学院の校務を総理し、所属の職員を統督する。」と規定したうえで、「文化ファッション大学院大学教授会規程」第 6 条に定める事項については、学長が決定を行うにあたり意見を述べるため、教授会を原則として毎月 1 回開催し、審議を行っている。また、本大学院のより円滑な運営を図るために、「運営会議・内部質保証委員会」を設置し、「文化ファッション大学院大学運営会議・内部質保証委員会規程」第 5 条に「運営会議は、本大学院の諸事項を協議するとともに、学長から諮問された事項について協議し、意見を具申するものとする。」と定め、学長等の求めに応える場を定期的に設けている。

【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】

- ・「学校法人文化学園 学園運営会議規程」に則り理事会評議員会の決議事項及び学園、設置校、各部署における重要事項の報告、方針検討、審議を行うために役員（理事・監事等）及び学園本部、設置校、各部署の代表者にて構成する「学園運営会議」を、8 月を除く毎月 1 回開催している。このように理事会、評議員会、学園運営会議、教授会等を通じて、学園と設置校、附属組織及び収益事業組織の意思疎通を図りながら、使命・目的の実現に向けた継続的努力を行っている。

【資料 5-1-12】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

- ・エネルギー管理標準に基づき、エネルギー使用の合理化を図っている。環境保全に関する具体的な施策として照明設備では、省エネルギータイプの器具や共用部やトイレへ人感センサーを導入する等し、節電対策に取り組んでいる。また、空調設備では防災センターにて各施設の個別エアコンの設定を集中管理し、夏季節電対策として室温を 28 度に設定し、クールビズを毎年実行している。これらの取り組みは教職員と院生の協力を得て実現するものであり、学内での掲示や「文化学園イントラネットポータル」を利用した節電への啓発活動により効果をあげている。

【資料 5-1-3】【資料 5-1-13】

- ・平成 30（2018）年 1 月に「文化学園 受動喫煙ゼロキャンパス宣言」を掲げ、本学園設置各校と学園本部の委員で構成される「文化学園総合学生生活委員会」が、ロードマップやポスターを作成し、院生や教職員、関係者の健康確保のために、喫煙による健康被害の啓発、受動喫煙の防止を図るとともに、学内巡回の警備を配置する等、環境の美化に努めている。

【資料 5-1-14】

- ・人権については、新入職員の研修プログラムで人権、ハラスメント、個人情報保護についての講習を行い、社会人として必要な基本事項を教育し、教職員一人ひとりに責任のある行動を促している。令和元（2019）年度には、管理職レベルに対し外部講師を招きハラスメント防止研修を行うとともに、受講後アンケートを取り今後の対応検討に繋げている。また、学内関係者の問題解決のために、「学校法人文化学園 公益通報等に関する規程」「学校法人文化学園 苦情処理委員会規則」「文化ファッション大学院大学ハラスメント防止に関する規程」「ハラスメント防止に関するガイドライン」を整備し適切に運用するとともに、「学校法人文化学園 ストレスチェック制度実施規程」を定めて、教職員の心身不調を未然に防ぐための対応をしている。

【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】【資料 5-1-17】

【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】

- ・個人情報の取り扱いについては、「学校法人文化学園 個人情報の保護に関する規程」に則り、情報の収集、管理、利用、提供、開示等に関する基本事項を定め、目的を達成するために「個人情報保護委員会」を置き、「学校法人文化学園 個人情報保護委員会規程」に則り、適切な運用をしている。

【資料 5-1-20】【資料 5-1-21】

- ・院生の健全な発達、多様な要望に応えるために「学生生活支援室」を置き、「学校法人文化学園 学生生活支援室規程」に、学生生活の相談窓口として「学生相談室（なんでも相談室）」を、本学園が目指す多様性・国際性を実現するために「学生交流支援室（だれでも談話室）」を、「学校法人文化学園 障害学生支援規程」及び「学校法人文化学園 障害学生支援委員会規程」に基づき、障害者をサポートするために「障害学生支援室（学習サポート塾）」を設置することを定め、3室が連携し様々な支援を行っている。

【資料 5-1-22】【資料 5-1-23】【資料 5-1-24】

- ・安全管理については学園本部の下に防災センターを配している。防災センターは運用マニュアルに従い 24 時間 365 日態勢で設備監視や警備業務にあたっている。防犯対策として巡回警備を強化するとともに、キャンパス内には防災センターと直結した防犯カメラ 29 台を設置し、機器を使用した効率的な監視体制と犯罪抑止効果を狙っている。また、防災対策として「防災委員会」を設置し、食料備蓄や災害用発電、災害トイレを整備する等、非常時に備えるとともに、毎年 1 回全学生及び教職員対象に防災訓練を実施している。院生及び教職員が感染症に感染した場合、またはそのおそれがある場合、迅速かつ適切に対応するために「感染症対策委員会」を置き、「学校法人文化学園 感染症対策委員会規程」に基づいて対応している。昨今は社会情勢の変化によって危機管理のあり方も変化しており、様々な状況に迅速に対応できるように各委員会は安全管理に対する施策を検討・実行し、院生が安心して教育を受けられる環境の確保に努めている。

【資料 5-1-25】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・経営の規律と誠実性については、理事会、評議員会、学園運営会議、教授会等により適正に担保されている。今後も各組織間の連絡をより密にし、社会からのニーズを経営面により一層反映していく。
- ・法令の改正や社会情勢の変化等時代に応じた対策がなされているか、また本来の目的が実現されているか、運用状況の検証を行いながら諸規程や体制を整備し、今後の経営にあたっていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・本学園の意思決定機関である理事会は「学校法人文化学園 寄附行為」第 17 条でこの法人に理事をもって組織する理事会を置くことを定め、通常年 3 回（1 月、2 月、5 月）の定例会及び必要に応じて開催している。法人全体の予算、決算、財産の管理・運営、寄附行為や重要な規程の改廃、設置している各学校の学部・学科の構成等について審議・決定を行うほか、学則に定める入学定員・授業料改定等の重要事項の審議・決定を行い、適切な情報公開に努めている。

【資料 5-1-1】【資料 5-2-1】

- ・理事会を構成する理事の定数については「学校法人文化学園 寄附行為」第 6 条により 8 人ないし 10 人と定められており、選任区分については第 7 条にて、第 1 号理事「文化学園大学長及び文化服装学院長」、第 2 号理事「評議員のうちから理事長が理事会及び評議員会の同意を得て選任した者 3 人又は 4 人」、第 3 号理事「学識経験者のうちから理事長が理事会の同意を得て選任した者 3 人又は 4 人」を選任することとなっている。多方面からの意見を取り入れながら、第 16 条に規定される監事の出席により、法人業務について審議する理事会は適正に監査され運用している。

【資料 5-1-1】【資料 5-2-2】

- ・理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事の出席によって成立する。令和 2（2020）年 5 月現在の現員は 8 人である。理事の任期は 1 号理事を除き 3 年とすることが「学校法人文化学園 寄附行為」第 9 条に、理事長の選任が理事総数の過半数の議決によりなされることが第 6 条 2 項に定められている。令和元（2019）年度中に理事会は 11 回開催し、出席状況は 94.6%であり、良好な出席状況のもと適切な意思決定を行っている。

【資料 5-1-1】【資料 5-2-1】

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・理事会は適切に運営され機能している。今後も社会情勢の変化に的確かつ迅速に対応し使命・目的の達成に向けて意思決定ができるよう、各担当理事からの多様な意見を取り入れて、理事会の体制を強化していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- ・本学園では理事会に次ぐ審議機関である「学園運営会議」を「学校法人文化学園 学園運営会議規程」に則り適切に運用している。学園運営会議は8月を除く毎月1回開催され、常勤役員と本部組織・教育組織・収益組織における各部署の責任者が出席し、理事会や評議員会に諮るべき事項や法人及び設置各校や収益事業の運営上重要な事項を検討している。また、本学園全体の部長相当職が連絡・協議を行うための「学園・学校部長会」が8月を除く毎月1回招集され、理事会・評議員会及び学園運営会議での意思決定の通達、意見の聴取、各部署間の連絡等を行い、部署間の連携を図っている。学園運営会議や学園・学校部長会には、それぞれ教学部門の理事や各部署の部長職相当が出席し、法人と設置校が情報や課題を共有し、学園全体の経営方針との調整を図っており、管理部門と教学部門の連携は円滑かつ適切に機能している。

【資料 5-1-12】

- ・本大学院では、大学院の教学運営を担う学長と法人経営を担う理事長が兼務しており、教学と経営の接点として機能している。大学院の教学運営における情報及び全学的な意見は、学長を通じて学園運営会議において共有・調整されており、この点において本大学院と法人とのコミュニケーションが図られ、以て学長の意思決定の円滑化を実現している。
- ・「学校法人文化学園 寄附行為」第12条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」同17条3項に「理事会は、理事長が招集する。」17条7項に「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。」と明記し、さらに同24条においては「理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。」とし、諮問事項を明記している。さらに「学校法人文化学園 稟議規程」第10条1項に「特別稟議は、理事会の同意又は議決を経て理事長が執行する。」同2項に「人事稟議及び一般稟議は理事長が決裁する。」と定められており、本学園のトップである理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整えている。

【資料 5-1-1】 【資料 5-3-1】

- ・年度計画・予算案策定においては、各部局の実施予定案件・提案を加味した事業計画書及び予算申請書を通じて行っており、法人と執行部局との意思の疎通を図っている。

【資料 5-1-8】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- ・法人を代表し総理する理事長が本大学院の校務を総理する学長であり、理事会及び教授会等の構成員として管理部門、教学部門双方の審議・決議に加わっている。また、予算策定等が審議される理事会に次ぐ審議機関である学園運営会議にも、常勤役員・学長が構成員に含まれ審議・決定を適正に行っており、相互チェックと意思疎通を図り、内部統制確保をしている。

【資料 5-1-1】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】

- ・監事の職務については「学校法人文化学園 寄附行為」第 16 条に定められているとおり、法人の業務・財産の状況・理事の業務執行の状況を監査する。監事はこれらの状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出をして、学園運営が適正に行われている事を確認している。

【資料 5-1-1】

- ・「学校法人文化学園 寄附行為」第 6 条に監事の定数は 2 人と定められ、選任については、同 8 条にて「監事は、この法人の理事、職員（教員その他職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定しており、任期は 3 年となっている。令和 2（2020）年 4 月現在、常勤、非常勤各 1 人の監事が選任され、非常勤監事 1 人は外部の者が就任している。監事は常時 1 人ないし 2 人が理事会に出席し、法人の業務監査に携わっている。「学校法人文化学園 監事監査規程」にて監査機能について規定しており、第 7 条では監査の手続等この規程の実施に関し必要な事項は、監事が理事長と協議したうえで「学校法人文化学園 監事監査実施細則」を定めることが示されており、学園のガバナンスを適正に維持している。

【資料 5-1-1】【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】

- ・「学校法人文化学園 寄附行為」第 22 条にて、評議員の定数は 21 人ないし 23 人と定められ、選任区分は、第 26 条に則り、第 1 号評議員「この法人の職員のうちから理事会の定めるところにより、理事会において選任した者 14 人」、第 2 号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから理事会において選任した者 3 人又は 4 人」、第 3 号評議員「学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4 人又は 5 人」を選任することとしている。評議員会は、令和 2（2020）年 5 月現在、1 号評議員 14 人、2 号評議員 3 人、3 号評議員 4 人の合計 21 人で構成されており、令和元（2019）年度中に開催した 5 回の評議員会の出席率は 98.0%となっており、第 25 条に定められている「この法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができ

る。」という役員に意見具申等を行う役割を果たし、適切に運営している。

【資料 5-1-1】【資料 5-3-4】

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・社会情勢の変化等、時代に則したニーズに対応していくために、教育部門・管理部門双方が、学園運営会議や学園・学校部長会等の機能を有効に活用しながら、情報や課題を共有し、各運営管理機関にてより円滑かつ迅速な意思決定を図っていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- ・年度ごとに「学校法人文化学園 事業計画」を策定しており、各学校・予算部門単位で立案された中長期計画は、理事会を経て各年度の予算に反映している。
- ・予算編成は、各部門にあらかじめ一定額の予算枠を提示し、その範囲内で予算要求が行われれば経理部門による個別の査定は行わない、という方式を取っている。
- ・令和 5（2023）年の学園創立 100 周年に向け、新しい時代に対応できる教育設備の整備更新と基本財産の入替えを行っていく。これらの計画に対しては適切な資金計画を作成しており、「資金収支中長期財務計画」に基づく資金計画により、教育施設充当特定引当資産、減価償却引当特定資産でこの計画に備えている。
- ・また、収益事業として行っている不動産賃貸事業からの収益事業収入も安定しており、学校法人の経営に充てられ財務運営を適切なものにしている。

【資料 5-1-8】【資料 5-4-1】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・少子化に伴う学生数の減少が見られ、収入の減少に支出の削減が追いついていない状況があったため、法人全体で平成 23（2011）年度から平成 26（2014）年度まで帰属収支差額、平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度まで基本金組入前当年度収支差額が支出超過となっていた。令和元（2019）年度は、大幅な学生数増と収益事業からの寄付増により収入超過へ転じた。しかしながら、この状況が長く続く保証はないため、今後も経年で人件費や経費の削減に努め、一層の収支改善が見込まれる。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後は「資金収支中長期財務計画」に基づき、収入の予測を厳格に査定し、その範囲内で最大限の教育効果のある予算を組まなければならない。
- ・引き続き、学納金の増収、人件費や経費の削減に取り組み、収支均衡を継続させて行く。

不要資産の売却等で対応していく。また、外部資金獲得にもさらに力を入れていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

5-5-① 会計処理の適正な実施

- ・学校会計は学校法人会計基準及び「学校法人文化学園 経理規程」等に基づき、収益事業会計は一般に公正妥当と認められる企業会計の原則及び「学校法人文化学園 経理規程」等に基づき、適正に会計処理を行っている。文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等の研修会には随時担当者を出席させ、会計知識の向上に努めると共に、日常的に不明な点等あれば、日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士、税理士等に指導・助言を受けている。

【資料 5-5-1】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・令和元（2019）年度の監査法人による会計監査では、10 人の会計士、会計士補により年間 18 日間実施され、元帳及び帳票書類等の照合、備品実査、棚卸立会、業務手続きの確認、計算書類の照合等を行っている。また、監事は会計監査に常時立会うとともに、監事自身による内部監査を実施し、事故防止に努めている。
- ・「監査室」による内部監査では、科研費補助金等の監査を行っている。「監査室」は、理事長の直轄の機関として、「学校法人文化学園 監査室監査規程」に則り、内部監査対象を調査・評価し、その改善や改革を提案することを目的としている。毎年度の内部監査計画に基づき、法人内の設置各校、各部署の管理運営及び諸活動業務について、その有効性等が適切に遂行されているかの内部監査を行っている。また、研究活動不正防止計画等に基づき、競争的資金に関わる会計書類全般について、ヒアリングを含めた内部監査も行っている。
- ・経理部と監事とは常時情報交換を行い、また、公認会計士との情報交換も適宜行っている。協調体制については、監事の要請があれば監査室はいつでも支援できる体制にある。監事は監査室と連携をとりながら内部監査を実施し、年間 18 日間実施される監査法人職員による会計監査に立ち合い、学園内のガバナンス向上に努めている。

【資料 5-3-2】【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・経理部職員は一層の会計知識の向上に努め、会計処理を適正に実施するとともに、公認会計士、税理士及び監事との連絡を密にし、会計を適正に処理していく。監事、監査室は協力しあって、より厳正な監査を行っていく。

〔基準 5 の自己評価〕

- ・理事会及び評議員会は教育基本法、学校教育法及び私立学校法の趣旨に基づいた「学校法人文化学園 寄附行為」に則って、適切に運営している。教職員は「学校法人文化学園 職員就業規程」に基づき、学園の諸規程、諸規則を守り職責を果たすことで、経営の規律性と誠実性の維持を図っている。
- ・人権、ハラスメント、個人情報保護に関する講習を行う等、教職員一人ひとりに責任のある行動を促し、学生の健全な発達、多様な要望に応えるための留学生支援・障害者支援の整備や環境保全のためにエネルギー使用の合理化を進める等、様々な社会情勢の変化に迅速に対応できるよう、運営体制の確保に努めている。
- ・理事会、評議員会は「学校法人文化学園 寄附行為」に則り、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制が整備され、適切に機能している。また、役員の選任及び法人の予算・決算はじめ重要事項の審議・決定を行う等、理事会、評議員会は堅実に運営している。
- ・教育部門と管理部門が情報や課題の共有を図るために、「学園運営会議」や「学園・学校部長会」が開催され、各管理運営機関の意思決定は円滑かつ迅速に行っている。
- ・年度ごとに個々の事業単位（各学校・予算部門）において策定された中期計画及び単年度計画をとりまとめて法人が策定した「学校法人文化学園 事業計画」を主たる基礎資料として、法人及び事業単位ごとの予算計画及び運営を行っている。なお、事業単位の単年度計画に伴う予算要求は、法人の経理部門があらかじめ提示した一定の枠内で行い、これに対して法人として個別の査定は行わない方式を採っており、法人の中期計画と各事業単位の自主・自律を両立している。また、令和 5（2023）年の本学園創立 100 周年に向けた教育設備の整備更新と基本財産の入替えの計画に対しては、適切な資金計画を持って備えている。以上をもって中長期的な計画に基づく適切な財務運営を確立している。
- ・令和元（2019）年度、近年の支出超過傾向が転じて収入超過の状況となったが、この主たる要因である大幅な学生数増と収益事業からの寄付増が中長期的に継続するものとの見通しは持っておらず、引き続き人件費や経費の削減に努める体勢としている。一方で、収益事業として行っている不動産賃貸事業からの収益事業収入も安定しており、法人の収支については一層の改善傾向にあり、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に資している。
- ・学校法人会計基準等に基づき適正な会計処理を実施している。業務にあたる担当者は、随時各機関が開催する研修会等に参加して会計知識の向上に努めている。また、不明な点等が生じた場合は日常的に外部機関・外部専門職に指導・助言を受ける体制としている。
- ・本学園の会計監査は、監査法人により年間 18 日間実施する体制を整備している。ここに本学園の監事が常時立ち会って監事自身による内部監査も実施することで、監査の厳正な実施と積極的な事故防止に努めている。また、理事長直轄の機関である「監査室」が、毎年度の内部監査計画に基づき、研究活動不正防止計画等に基づいた競争的資金に関わる監査及び法人内の部署単位の事業監査を行っている。

以上のことから、基準 5「経営・管理と財務」については各項目に求められる内容を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- ・文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）は、本大学院の理念（建学の精神）、目的及び社会的使命を達成し、教育研究水準の向上を図るために、令和 2(2020) 年 3 月に「文化ファッション大学院大学における内部質保証の方針」を定め「令和元(2019) 年 第 12 回 教授会」において周知し本大学院の共通認識としている。その方針に従って組織体制と組織ごとの役割を定め、継続的な改善・向上プロセスを構築している。以下のとおり、本大学院における組織・責任体制は、学長をトップとした組織・会議体で構成している。

【資料 6-1-1】 【資料 6-1-2】

・基本的な考え方

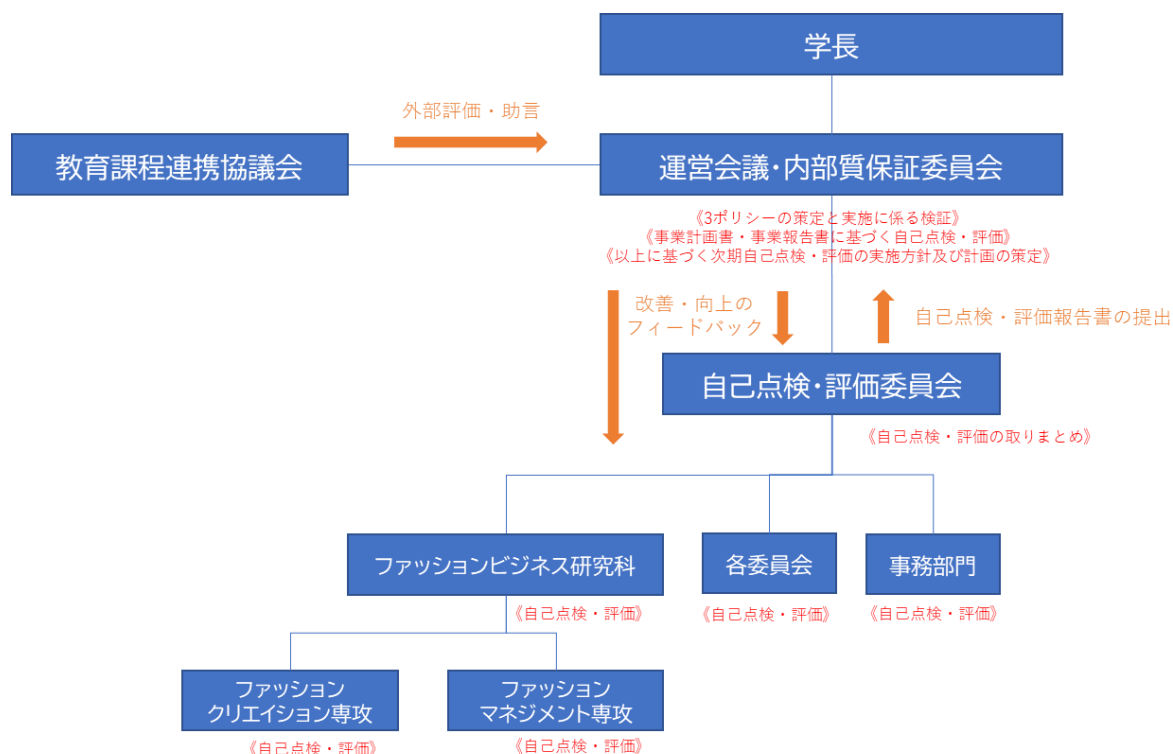
本大学院は内部質保証を「大学院の理念・目的及び社会的使命を達成し、教育研究水準の向上を図るために、本大学院の教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うとともにその結果を公表し、継続的な改善に努める」一連の過程として定義している。そのために全学内部質保証推進組織である「運営会議・内部質保証委員会」は、建学の精神、教育目的の実現に向け、研究科及び各専攻が定めるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの策定と実施について不断の検証に取り組むものとしている。また、「運営会議・内部質保証委員会」及び「自己点検・評価委員会」は、事業計画書・事業報告書に基づいて、教育研究活動等の自己点検・評価を行い、恒常的な活動として教育研究水準の向上及び教育研究活動の改善に努めるものとしている。

・組織体制と役割

本大学院は、【図 6-1-1】の「文化ファッション大学院大学における内部質保証システムの概念図」で示すとおり、学長を最高責任者とし、その下に本大学院の内部質保証の推進に責任を負う「運営会議・内部質保証委員会」、自己点検・評価の結果を取りまとめる「自己点検・評価委員会」、実際に自主的・自立的に自己点検・評価を行う研究科、各専攻、各委員会、事務部門を配置している。

【図 6-1-1】

【図 6-1-1】文化ファッション大学院大学における内部質保証システムの概念図



・運営会議・内部質保証委員会

学長を議長・委員長とする本大学院における全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織であり、研究科、各専攻、各委員会及び事務部門において毎年度実施される自己点検・評価の実施方針及び計画を策定し、またその結果をもとに全学における教育研究活動等の有効性を検証し、その検証結果を踏まえた改善を行うこととしている。

【資料 6-1-3】

・自己点検・評価委員会

教育研究活動等の状況について恒常的に行う自己点検・評価に関しては、その実務を「自己点検・評価委員会」が担っている。「自己点検・評価委員会」はその目的・任務を規程において「本大学院の教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院の教育研究活動等の状況について自己点検・評価の実施に関し必要な事項を定める」としている。その結果、「運営会議・内部質保証委員会」が策定した計画に基づき、研究科、各専攻、各委員会及び事務部門が実施する自己点検・評価の結果を取りまとめ、所定の報告書を作成している。

【資料 6-1-4】

・教育課程連携協議会

本大学院は、専門職大学院設置基準第6条の2の規定に基づき、「教育課程連携協議会」を設置している。本大学院における「教育課程連携協議会」は、「文化ファッション大学

院大学教育課程連携協議会規程」の第4条各号に掲げられる事項のほか、研究科、各専攻、委員会、事務部門の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要に応じて「運営会議・内部質保証委員会」に対して助言を行うものと位置付けている。

【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本大学院は内部質保証の方針に基づき組織・責任体制を整備し、適切な役割分担によって内部質保証体制を構築している。今後は従来の自己点検・評価活動を基盤として、内部質保証活動を全学的かつ恒常的な改善・向上サイクルとして継続していくことが重要である。そのためにも自己点検・評価を実施する単体組織である研究科、各専攻、各委員会、事務部門が、それぞれにおいて策定した計画に基づき、自主的・自律的に点検・評価を行っていく。その結果、教職員及び各部署が内部質保証についての共通認識を深め、積極的に点検活動を実施する体制に発展させていく。また、令和2（2020）年1月に実施された「教育課程連携協議会」で得られた助言を、令和3（2021）年度のカリキュラムの改善に反映させていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- ・本大学院では、前述のように自主的・自律的な自己点検・評価の実務は、研究科、各専攻及び、各委員会、事務部門と位置付け、【図 6-2-1】の「文化ファッション大学院大学の自己点検・評価 概念図」で示すとおり3つの自己点検・評価方法で実施している。

【図 6-2-1】

【図 6-2-1】文化ファッション大学院大学の自己点検・評価 概念図



- ・第一次的には毎月開催している「専攻会議」、「教育・研究委員会」、「学生生活委員会」等において、各組織における収集データや、GPA 値、単位取得状況、作品制作・研究発表内容、就職率、各種検定試験合格率等の学修成果も踏まえた課題を把握し、それらの課題に対処するという形で改善・向上活動を行っている。例えばファッションクリエイション専攻（以下「FC 専攻」という）の「令和元（2019）年度 第6～8回 ファッションクリエイション専攻会議」においては、授業アンケート結果から得られた院生の不満、要望に対して、授業内容の検討、授業環境の改善に繋げている。
- ・また、「学生生活委員会」では、学生生活調査アンケート結果より明らかになっている、院生の就活・就職に対する関心事の高さと、日本での就職を希望する留学生の増加に対応して、進路相談、キャリアガイダンス、就職支援講座の開催、就職内定者による報告会等を開催し、キャリア支援の拡充を図っている。

【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】

- ・第一次的な自己点検・評価の特徴は、「運営会議・内部質保証委員会」、「自己点検・評価委員会」の構成員が、改善の実務を担う「専攻会議」、「教育・研究委員会」、「学生生活委員会」の構成員を兼ねている点である。その結果、各専攻・各委員会で上がった課題は、迅速に検討できる体制にもなっている。例えば昨年、「自己点検・評価委員会」において平成 30（2018）年度の自己点検評価書をまとめるにあたり、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの見直しが必要ではないかとの意見が上がり、「令和元（2019）年度 第8回 教育・研究委員会」にて協議し修正案としてまとめ、「令和元（2019）年度 第8回 教授会」での審議・承認後、学長が決定し教職員間で共有している。

【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】

- ・第二次的な自己点検・評価は、「運営会議・内部質保証委員会」が策定した方針・計画に基づき、研究科、各専攻及び「教育・研究委員会」、「学生生活委員会」等の各種委員会ならびに事務部門に対し、年度ごとの取り組み状況の確認と、課題・改善方策の提示を求め、自己点検評価書として取りまとめている。
- ・令和元（2019）年度に関しては、「令和元（2019）年度 第1回 運営会議」（現. 運営会議・内部質保証委員会）が策定した方針・計画に従い、日本高等教育評価機構のファッションビジネス系専門職大学院認証評価基準に基づき、「自己点検・評価委員会」が、各コース、各委員会、事務部門による各基準についての点検・結果を取りまとめ、自己点検評価書として作成した。自己点検評価書は「令和元（2019）年度 第8回 教授会」において審議後学長が決定した。その後、ホームページで公表した。

【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】【資料 6-2-7】

- ・第三次的な自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会」が平成 30（2018）年度より策定している中期計画に基づき、各年度単位の施策の実施とフォローアップに取り組んでいる。同委員会は、「入学定員・収容定員の充足」、「学生満足度の向上」、「世界のトップレベルのファッション大学院を目指す」等の目標を設定し、それぞれに対して施策を計画し、実行、評価、改善という PDCA サイクルを回している。この中期計画は、「中期計

画（5ヶ年）フォローアップチェックリスト（以下「中期計画 FU チェックリスト」という）」としてまとめ、自己点検評価書と並び本大学院の内部質保証の基盤としている。

- ・中期計画 FU チェックリストについては、「令和元（2019）年度 第12回 教授会」にて教職員に資料を配布し具体的な改善策を説明している。例えば、多様な価値観を持つ大学生に本大学院の魅力を伝えることを目的として、教員が本大学院と繋がりが深い美術・デザイン、服飾・家政系の大学を訪問し学部担当教員に本大学院の説明を行っている。

【資料 6-1-2】【資料 6-2-8】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- ・各種情報・データの収集、分析は各委員会及び事務部門が中心となり実施している。ただし、現在本大学院は小規模な専門職大学院（1 研究科、2 専攻、3 コース）であり、教職員の数も少なく、独立した IR 担当組織を設置していないため、必要に応じて学校法人文化学園（以下「本学園」という）総務部企画課にデータの集計・分析を依頼している。具体的には、「教育研究委員会」の「FD・SD ワーキンググループ」が、院生の学修内容・環境の改善と充実を図る目的で、毎年前期と後期それぞれにおいて授業アンケートを行っている。調査内容は、「授業内容に関する評価」、「授業への参加態度に対する評価」、「総合評価・学修環境への評価」に関してそれぞれ複数の設問を設定し、院生の回答を実数とグラフで分析している。このアンケートは授業担当教員に結果をフィードバックする一方で、全体集計、専攻別・学年別、入学年度別等の集計結果を検討し、現状の評価と改善・向上方策を教職員全員参加の「FD・SD 研修会」にて報告している。

【資料 6-2-2】【資料 6-2-9】

- ・また、授業の担当教員に対しては、フィードバックされた結果を踏まえ、「自己評価と現状の把握」と「授業の改善点、目標等」をまとめた「自己点検レポート」の提出を義務付けている。各教員はこの提出をもって、担当科目のシラバスの内容や自らの教授方法の改善、本大学院への要望等に反映している。その結果、「自己点検レポート」は担当教員自身による PDCA サイクルを回す仕組みを確立している。令和元（2019）年度授業アンケート集計結果において、「授業内容」、「授業への参加態度」、「総合的な満足度」の各設問に対して、肯定的評価の年度推移を3ヵ年で見ると、全学年・全コースの総数は毎年増加しており、PDCA サイクルを回す効果を反映している。

【資料 6-2-10】

- ・提出された各授業の「自己点検レポート」は各専攻長が、自らの専攻すべてのレポートを掌握することになっており、必要に応じて「専攻会議」の審議事項として取り上げ、課題の改善に努めている。例えば FC 専攻の「令和元（2019）年度 第6～8回 ファッションクリエイション専攻会議」では、教員からの「授業の難易度別クラス分け」、「授業環境向上」、「日本語の苦手な留学生対応」等の要望に対して、「新規科目の設置」、「PC 及びソフトの拡充」、「受講生の人数制限」、「授業テキストの作成」、「授業内容の検討」等を協議し改善に努めている。

【資料 6-2-1】

- ・ 前述の学生生活調査アンケートについては「学生生活委員会」が平成 30（2018）年度より院生の生活意識と満足度を調査する目的で実施している。調査内容は、「授業」、「課外活動」、「学生生活」、「心身の健康」、「キャリア支援」、「BFGU への進言」等において複数の設問を設定し、選択回答と自由記述で構成している。グラフと記述回答を加えたアンケートの集計結果は教授会にて報告し、資料は教職員に配布されるとともに、結果は次年度の「学生生活委員会」において、キャリア支援、学生生活支援等の施策の検討・策定に反映している。

【資料 6-2-3】

（3）6-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 現在、各委員会、各専攻は自主的に情報を収集し分析している。これまで以上に教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた本大学院全般の質を保証するために、分析結果を有効かつ改善・向上的に繋げる必要がある。また、学長が大学院運営の方針を決定する際の支援を可能とするためには、教職員が IR に関する認識を深め、その視点・手法を身に着ける必要もある。そのためにも「FD・SD 研修会」のような場で教職員全員参加の勉強会を開催し、IR 機能の拡充を図る。
- また現在、調査、アンケート等の集計・分析は、ばらばらに独立した各所で行っている。それを一貫した目的と統一した業務として位置づけ、改善・向上に資する活動にしている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

（2）6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

- ・ 本大学院は、1 研究科、2 専攻、3 コースという小規模な特性を活かしながら、三つのポリシーを起点とした全学的な内部質保証を担う「運営会議・内部質保証委員会」のもと、研究科、各専攻、各委員会、事務部門による自主的・自律的な自己点検・評価と、内部質保証を有機的に連携させた PDCA サイクルを回す仕組みを確立し、効果的・効率的に運用している。

【図 6-3-1】

【図 6-3-1】文化ファッション大学院大学の内部質保証に係る PDCA サイクル概念図



- ・PDCA サイクルについては「文化ファッション大学院大学の内部質保証に係る PDCA サイクル概念図」として「令和元（2020）年度 第2回 教授会」で報告・説明をしている。概念図が示すとおり内部質保証のPDCAサイクルの基軸は、自己点検評価書、中期計画FUチェックリスト、各種アンケートデータ、学修成果としている。本大学院は、研究科、各専攻、各委員会、事務部門が基軸に基づき「自主的・自律的」に行う第一次的サイクルと、「運営会議・内部質保証委員会」が各基軸の結果を点検・評価し、改善・検討した結果を反映した「方針・計画」に基づいて実行する第二次的サイクルの、2つのPDCAサイクルを回している。

【資料 6-3-1】

- ・第一次的なサイクルについて、ディプロマ・ポリシーを起点とした具体例として、一般社団法人日本ファッション教育振興協会主催の「パターンメイキング技術検定1級合格率」を挙げる。1級検定試験の合格率の全国平均が50%の現状において、平成30（2018）年から令和元（2019）年の推移を見ると、80%から95%（19人受験中18人合格）へと大きく増加している。この数字はファッションテクノロジーコースの担当教員が、検定試験の合格率という学修成果の結果を踏まえ、教育内容の検討・改善・実施を行った結果であり、ディプロマ・ポリシーで掲げる「衣服デザインを具現化するための設計・製作力」の向上に繋げている。

【資料 6-3-2】

- ・第二次的なサイクルについて「令和元（2019）年度 第2回 内部質保証委員会」（現. 運営会議・内部質保証委員会）では、平成30（2018）年度の自己点検評価書の点検・評価

から改善策として「PDCAの実質化」、「学修成果の可視化」、「学生支援の点検・評価」、「シラバス作成におけるチェック体制」等の施策を検討した。「シラバス作成におけるチェック体制」については、迅速に「令和元（2019）年度 第11回 教育・研究委員会」にて協議・決定しチェック体制を明確にしている。「PDCAの実質化」、「学修成果の可視化」、「学生支援の点検・評価」については「令和2（2020）年度 第2回 教授会」にて報告し、各専攻、各委員会に次回の自己点検評価書作成までの改善を促している。

【資料 6-3-1】【資料 6-3-3】【資料 6-3-4】

- ・「自己点検・評価委員会」では、院生の学修内容・環境の充実と学修成果の向上を目的に前述の中期計画 FU チェックリストを作成している。その内容は三つのポリシーの実質化を中心とした施策を 3 つの目標を掲げ推進しており、「教育課程の検討・再編・実施」、「教育環境の改善」、「教育設備の充実」、「産官学との連携事業の充実」、「就職率の向上」、「入学定員・収容定員の充足」と「多様な学生の確保」等、中長期計画を踏まえた内容となっている。同チェックリストは各年度単位で達成度評価を行っており、特に「一層の努力が必要」、「未達成」においては、次年度の実現・達成のために追加施策を検討・実施している。また加速するファッション業界や社会全体における業務のデジタル化に対応するために、新たな施策も併せて検討しリストに追加している。例えば FC 専攻において、今後のデザイナー、パタンナーの業務内容の変化を考慮して、3DCAD ソフトの設置増加とそのスキル取得・向上を目的とした「3D モデリスト育成講座」を行っている。さらに、令和 2（2020）年度からは 3DCAD に関する新規科目を開講している。このようにファッション業界が求める人材の育成につながる講座や授業を行うことで、新規のアパレルメーカー、商社等から人材募集が来ており、院生の就職の機会拡大に繋げている。また、全学的な授業運営や授業環境においては、履修学生との管理、授業資料の配布と情報共有、課題提出等のデジタル化に取り組んでいる。以上のことから中期計画 FU チェックリストは、本大学院において中長期計画を踏まえた学修内容・成果・環境の改善・向上を図る内部質保証を実行している。

【資料 6-3-5】【資料 6-3-6】【資料 6-3-7】

（3）6-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・上記記載のとおり、内部質保証のための各組織の役割・責任体制、運用方法は、PDCA サイクルの概念図を教職員に周知することで共通認識としている。今後は、本大学院の教育の目的である、「ファッション知財を創造し世界市場に提案することができる、高度専門的職業人として必要な理論と実務の両面にわたる能力を培うこと」を達成するに相応しい学修成果の基準を設けていく。その上で、ディプロマ・ポリシーの点検・評価の検証を続けながら、PDCA サイクルによる教育の質保証の改善・向上を恒常的な活動とし、教育研究水準の向上及び教育研究活動の改善を行っていく。

〔基準 6 の自己評価〕

- ・本大学院は、「文化ファッション大学院大学における内部質保証の方針」において内部質保証を定義し、組織体制と役割を明確にし、「運営会議・内部質保証委員会」による責任

体制のもと、3 つの方法で研究科・各専攻、各委員会、事務部門が自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。中でも「運営会議・内部質保証委員会」が策定した方針・計画に基づく自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会」が自己点検評価書として取りまとめ、教職員全員と共有するとともに、ホームページにて公開している。

- ・ IR に関しては、各委員会、事務部門において実施している各種のアンケート調査の結果については、必要に応じて本学園総務部企画課にデータの分析を依頼し、施策改善や向上方策の検討に利用している。
- ・ 内部質保証については、三つのポリシーを起点とする PDCA の仕組みを概念図とともに教授会にて説明し、教職員の共通認識としている。本大学院のサイクルは、自己点検評価書、中期計画 FU チェックリスト、各種アンケートデータ、学修成果のデータを基軸とし、自主的・自律的な自己点検・評価による第一次的な PDCA サイクルと、「運営会議・内部質保証委員会」の方針・計画に基づき実行していく第二次的な PDCA サイクルの 2 つで構成している。その結果、2 つのサイクルを回すプロセスにより、ディプロマ・ポリシーの点検・評価を起点とした教育の質保証の改善・向上を実行している。
- ・ また、中長期計画に基づく内部質保証については、学修内容・環境の充実と学修成果の向上を目的に、三つのポリシーの実質化を中心とした施策内容で中期計画 FU チェックリストを作成し、年度単位で実施・改善の自己点検・評価を行っている。加えてこのチェックリストは、中長期にわたり継続していく施策も盛り込まれており、PDCA サイクルを回しながら内部質保証活動を持続的に実行する行動指針にもなっている。

以上のことから、基準 6「内部質保証」については各項目に求められる内容を満たしている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 国際交流

A-1. 国際交流の方針と体制

A-1-① 国際交流に関する方針の明確化

A-1-② 国際交流を円滑に進めるための組織体制の整備

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 国際交流に関する方針の明確化

- ・文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）は、世界のファッション産業を牽引する人材を育成する教育機関として、積極的に海外からの学生を受け入れている。本大学院の建学の精神に沿ったキャッチフレーズ「ファッション知財を世界市場へ (Fashion intellectual property for the global market)」に則り、「自己点検・評価委員会」では、日本国内での評価のみならず、国際的評価を得ることで、「世界のトップレベルへのファッション大学院を目指す」という目標を立て、海外教育機関や海外メディア等での認知度向上を図ると同時に、グローバル視点に立つ人材を育成する方針のため、「中期計画（5 ヶ年）フォローアップチェックリスト（以下「中期計画 FU チェックリスト」という）」に主要施策を掲げ、教員、院生共に様々な国際交流事業に取り組んでいる。

【資料 A-1-1】

A-1-② 国際交流を円滑に進めるための組織体制の整備

- ・学校法人文化学園には、附属機関である「国際交流センター」があり、本大学院の国際交流活動は、必要に応じて「国際交流センター」と連携、協力のもと、円滑に交流が実施できる体制を整えている。また、海外における活動拠点として、台北、ソウル、バンコク、上海、パリ、シアトルの 6 ヶ所に海外事務所を設置しており、本大学院における国際交流のサポートはもちろん、関連情報の収集と提供の窓口や海外ネットワークを構築するための基盤ともなっている。

【資料 A-1-2】

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後も国際交流の方針に基づき「国際交流センター」や海外事務所との連携を強化し、グローバル化に呼応した新たな時代の要請に応えるため、常に世界との繋がりを意識した国際交流を検討する。

A-2. 国際交流への取り組み

A-2-① 学術交流

A-2-② 海外大学との相互交流

A-2-③ コラボレーションによる交流

A-2-④ 海外企業受託研修・海外派遣

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 学術交流

- ・本大学院では、教員が海外大学の学生を対象に現地及び本大学院において、特別講義やワークショップを実施し、受講生とのコミュニケーションによる情報収集や、双方の教員が意見交換等を行い、交流を深めている。
- ・令和元（2019）年 7 月に本大学院において、台湾・台北の実践大学の学生 16 人を対象に 3 日間の短期研修を実施し、4 人の教員が「クリエイティブテキスタイル」「レディースの立体裁断」「メンズの基礎知識」「コムデギャルソンの研究」についての講義・演習を行った。

【資料 A-1-1】 【資料 A-2-1】

- ・令和元（2019）年 8 月にタイ・バンコクにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）主催で開催された「日本留学フェア（タイ）」に参加した際、タイのタマサート大学を訪問し、タマサート大学及びタイのファッション関連大学の学生、教職員を対象に特別講義「日本におけるファッションデザインの変遷」「BFGU NEW CREATION」を実施した。また、双方の教職員が情報を交換する場を設け、今後の取り組みについて検討した。

【資料 A-1-1】

- ・令和元（2019）年 9 月に台湾・台北の実践大学において、実践大学の大学院生を対象に 1 日 2 回（昼の部と夜の部）、5 日間のワークショップ「ブランド企画のポートフォリオ作成」を実施した。

【資料 A-1-1】

- ・令和 2（2020）年 1 月に本大学院において、アメリカ・ニューヨーク州立ファッション工科大学のファッションマネジメントを専攻する学生を対象に特別講義「日本市場の動向と特性について」を実施した。

【資料 A-1-1】

A-2-② 海外大学との相互交流

- ・平成 31（2019）年 4 月にロシア・サンクトペテルブルクにおいて、サンクトペテルブルク国立産業技術デザイン大学（以下「SUITD」という）との交流で、SUITD の主催で開催された国際コンテスト「International Contest for Young Designers ‘Admiralty Needle’」に参加した。このコンテストは、ロシアやヨーロッパの学生と共に、日本を代表して本大学院生が招待され、ファッションデザインコース（以下「FD コース」という）の 2 年次生 3 人、修了生 1 人の作品計 20 体を出品した。また、本大学院教員が同コ

コンテストの審査員を務め作品の審査を行い、さらに SUITD の学生を対象に特別講義も実施した。SUITD との交流は今回で 9 年目となり、参加した院生と教員は、他の国からのコンテスト参加学生や、ロシア、ヨーロッパのデザイナー、国際展示会主催者、会社経営者、ファッション学校の教授等の審査員や SUITD の教員、学生と意見交換や情報収集を行い、親睦を深めた。

【資料 A-1-1】 【資料 A-2-2】

- ・令和元（2019）年 9 月にチェコ・プラハにおいて、国立プラハ応用美術大学（以下「UMPRUM」という）との交流で、メルセデスベンツ主催の「Mercedes-Benz Prague Fashion Week 20S/S」に参加し、UMPRUM との合同ショーとして FD コースの 2 年次生 1 人、修了生 3 人の作品計 20 体を披露した。また、本大学院教員が UMPRUM の学生を対象に、ドレーピングのワークショップも実施した。UMPRUM との交流は今回で 3 年目となり、参加した教員と院生は、チェコで活躍するブランドのクリエイションを肌で感じ、チェコのファッション関係者、UMPRUM の教員や学生と意見交換や情報収集を行い、親睦を深めた。

【資料 A-1-1】 【資料 A-2-3】

- ・令和 2（2020）年 1 月に本大学院の主催で開催した文化ファッション大学院大学ファッションウィークにおいて、SUITD、UMPRUM が参加し、SUITD、UMPRUM、本大学院 FD コース 2 年次生による 3 校のジョイントショーを実施した。また、UMPRUM と本大学院 FD コース 2 年次生による学生交流会を実施し、相互の学生による作品のコンセプト発表をもとにディスカッションを行うことで、相互理解を深めた。

【資料 A-1-1】 【資料 A-2-4】

‘Admiralty Needle’ 参加院生の作品



Prague Fashion Week BFGU ショー



A-2-③ コラボレーションによる交流

- ・令和元（2019）年 10 月にイタリアの 2 つの国際見本市「The One Milano」「MIPeL」と本大学院とのコラボレーション企画「The One Milano・MIPeL×BFGU Digital Project」として、3 コース全ての院生を対象にロゴのグラフィックデザインコンテストを実施した。院生は、「The One Milano」「MIPeL」それぞれのロゴを使用して、現代的かつ日本的なデザインを取り入れたグラフィックデザインを制作し、最優秀賞の受賞者（FB コース 2 年次生）は、令和 2（2020）年 2 月に副賞としてイタリアに招待され、2 つの国際見本市「The

One Milano」 「MIPEL」 を訪問し、展示関係者と意見交換を行いイタリアのファッションビジネスについて学んだ。

【資料 A-2-5】

- ・ 令和 2（2020）年 2 月にドーメル・ジャパン株式会社とのコラボレーションの一環で、同社主催による海外研修「Special Fabric Tour Course」を実施し、選抜された FD コース 2 年次生 2 人が参加した。この研修は、フランス、イギリスの 2 ヶ国を訪問し、羊毛から生地となり服として完成されるまでの工程を一貫して体験することにより、ドーメル社のものづくりに対するスピリットを学ぶ目的で実施された。牧場、製織工場、仕上げ工場、テーラー、ショールーム等を見学し、羊毛から様々な工程を経て糸になり、織物職人や専門家によって極めて希少性の高い生地が織られ、最高級の服に仕立てられるという一連の工程からドーメル社のものづくりの一貫を学んだ。

【資料 A-2-6】

A-2-④ 海外企業受託研修・海外派遣

- ・ 令和元（2019）年 9 月～10 月に韓国企業の中堅社員を対象に「MD マイスター課程」研修を実施した。研修内容は、講義、企業訪問、交流会、デザイナーとの交流会、市場調査等を行った。

【資料 A-1-1】

- ・ 令和 2（2020）年 2 月に、本大学院教員 1 人がイタリア「LINEAPELLE 展」プログラム派遣に参加し、展示会見学やファッション産業関係者及びイタリア大使館担当者との意見交換、情報収集を行い、イタリアのファッション産業界における現状の把握を行った。

【資料 A-1-1】

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 「自己点検・評価委員会」において、中期計画 FU チェックリストに掲げた国際交流に関する施策の達成状況を検証し、各コースにおいても実施時期や実施内容の検討を行った。今後は、新たな国際交流の開拓も含め、引き続き実施を推進することで、海外教育機関での認知度をさらに向上させ、海外メディア等での評価を得ると同時に、産業界や環境等の国際的変化に対応し、国際的な価値観を身につけ、グローバル視点に立つ人材の育成に努める。

A-3. 国際的評価

A-3-① ファッションメディアによる評価

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① ファッションメディアによる評価

- ・イギリスのファッションメディア「The Business of Fashion（以下「BoF」という）」が、世界の優秀なファッションスクールを選出する「The Best Fashion School in the World 2019」を発表し、修士課程の「ファッションデザイン」部門にて日本で唯一本大学院が選ばれた。学士課程と修士課程それぞれに「ファッションデザイン」「ファッションアートディレクション&コミュニケーション」「ファッションビジネス&マネジメント」の分野に分け、世界の教育者やファッション業界の専門家により新設された BoF 教育評議会や学生と卒業生への調査、人事や業界の専門家によるフィードバック等による厳正な審査を経て選出される。また、選出された学校は「世界的な影響力」「教育の質」「長期的な価値」の 3 つの質において評価され、そのすべてが一定のスコアを上回った学校には、最高評価の「ベストオーバーオール」の優秀バッジが与えられ、本大学院は、「ベストオーバーオール」「世界的な影響力」「教育の質」の 3 つのバッジを獲得し、高く評価された。

【資料 A-1-1】【資料 A-3-1】

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本大学院は総合的に高い評価を得ることができたが、開学してまだ歴史が浅いということもあり、今回「長期的な価値」については獲得することができなかった。今後すべての評価を得るために、グローバルで活躍する人材の育成と輩出に尽力する。

【基準 A の自己評価】

- ・国際交流の方針については、明確化され、国際交流を円滑に進める組織体制は、整備されている。
- ・国際交流への取り組みについては、アジアの近隣諸国に限らず幅広い海外大学との学術交流や相互交流、コラボレーションによる交流、海外受託研修等、多岐にわたっており、教員及び院生の国際交流は活発に行われ、海外の知見を広める機会となっている。
- ・BoF による「The Best Fashion School in the World 2019」において、厳正な審査を経て日本で唯一選出され、「ベストオーバーオール」「世界的な影響力」「教育の質」の 3 つのバッジを獲得し、国際的に高く評価されている。

以上のことから、基準 A「国際交流」については各項目に求められる内容を満たしている。

基準 B. 社会連携

B-1 専門的な教育・研究活動による産官学連携

B-1-① 人材育成

B-1-② 企業・産地・地方公共団体との取り組み

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 人材育成

- ・文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）は高度専門的職業人として必要な理論と実務の両面にわたる能力を育成することを教育の目的としている。本大学院の教育課程の一環を企業の社員教育支援プログラムとして活用し、専任教員を中心に研修を行い企業の人材育成や、企業が求める技術者の育成に貢献している。

【資料 B-1-1】【資料 B-1-2】

・[株式会社コムデギャルソン]

令和元（2019）年度新入社員を対象に「プロフェッショナルとしての店頭販売の知識」という演題のもと、担当教員が各専門に分かれ講義を実施。

・[株式会社ゴールドウインテクニカルセンター]

社員（企画開部、パターンメーカー）に向けてパターン・技術研修の講義、技術指導の実施。

・[株式会社島精機製作所]

同社製のコンピュータ・ホールガーメントニット横編機及びニット CAD のホールガーメントニットのプログラミングオペレーションの修得を目的として、院生含む学校法人文化学園（以下「本学園」という）の在学生対象にプログラミングオペレーションター育成プログラムを開講。同社、または関連企業にむけた人材育成を実施。

・[株式会社ユカアンドアルファ]

同社製の 3DCAD ソフト CLO エンタープライズの技術の修得を目的として、院生を対象に 3D モデリスト育成プログラムを開講。令和元（2019）年度より 3DCAD 技術を必要とする企業の人材育成を実施。

・[一般社団法人北いわてアパレル産業振興会]

北岩手の縫製企業内で中核をなす中堅女性社員を対象とした人材育成の取り組み「北いわて 仕立て屋女子会」にて本大学院の教員が作品制作の技術研修を実施。

【資料 B-1-2】【資料 B-1-3】【資料 B-1-4】

B-1-② 企業・産地・地方公共団体との取り組み

- ・本大学院は、多くのグローバル企業の日本支社、国内企業、国内産地、地方公共団体と共同で院生の教育支援や地方創生に取り組んでいる。ファッションクリエイション専攻（以下「FC 専攻」という）は主に企業から素材・資材の支援を受け作品制作を行っている。協力を得た企業には、文化ファッション大学院大学ファッションウィーク等での作

品発表という形でフィードバックしており、企業のホームページ等で作品を掲載いただき評価を受けている。さらに、平成 27（2015）年度より北岩手に集積している縫製企業のイメージアップと次世代の地域産業を担う人材育成を目的に本学園と岩手県が連携協定を結び、毎年受託事業を行っている。ファッションマネジメント専攻（以下「FM 専攻」という）は、企業とのコラボレーション事業及び受託研究を行っている。USR（大学の社会的責任）の一環として実施した小学生向けの職業体験イベントでは、職業体験の機会を提供し将来の可能性を広げることを目的にブランド企画から制作、ファッションショーまで服作りに係る仕事の流れについてレクチャーを行った。

【資料 B-1-2】【資料 B-1-5】【資料 B-1-6】【資料 B-1-7】

<FC 専攻>

- ・[スワロフスキー・ジャパン株式会社／オーストリア本社]
スワロフスキーに関する特別講義、ワークショップ及びスワロフスキー・エレメントの提供を受け、作品制作を実施。
- ・[ザ・ウールマーク・カンパニー]
ウールに関する特別講義及び素材協賛会社から糸の提供を受け、作品制作を実施。また、ファッションに欠かせない希少なオーストラリア産メリノウールの啓蒙と次世代の育成を目的に「Next Generation Award」を開催。
- ・[アサダメッシュ株式会社]
高機能メッシュ素材に関する特別講義及び素材提供を受け、作品制作を実施。
- ・[福井県織物工業組合]
福井の合成繊維メーカーから合成繊維に関する特別講義及び素材提供を受け、作品制作を実施。
- ・[株式会社ヴェスト]
織りネームに関する特別講義を受け、院生がデザインした織りネームをコラボレーションで制作し、オリジナルの織りネームを使用した作品制作を実施。
- ・[東レ株式会社]
ウルトラスエードに関する特別講義及び素材提供を受け、作品制作を実施。
- ・[アークレザー株式会社]
馬革端材提供を受け、作品制作、文化祭ワークショップを実施。
- ・[一般社団法人ニッセンケン品質評価センター]
反射材、蛍光生地に関する特別講義及び資材提供を受け、作品制作を実施。
- ・[日本ソーイング株式会社]
ジャケットの提供を受け、縫製技術習得のための解体及び再縫製を行うプログラムを実施。
- ・[株式会社 BEAMS]
ジャケットの提供を受け、縫製技術習得のための解体及び再縫製を行うプログラムを実施。
- ・[一般社団法人北いわてアパレル産業振興会]
「北いわて学生デザインファッションショー」ショー参加及び研究作品展示を実施。

<FM 専攻>

- ・ [株式会社東京ソワール・一般社団法人夢らくぎプロジェクト]
CSR・USR コラボレーション企画として、小学生を対象に「ブランド企画のお仕事体験」講座を開催。
- ・ [株式会社東京ソワール]
株式会社東京ソワールの CSR 事業の残布プロジェクト「HEART of JAPAN」のグラフィックデザインを院生が実施。年度内に店頭で販促品として活用。
- ・ [こしみず呉服店]
新規ブランドプロモーションプラン及び商品企画提案を受託研究として受けて、院生が提案。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 引き続き企業・産地等の連携を深める一方、国内アパレル産業振興と次世代のアパレル産業を担う人材育成に貢献するため、行政・民間企業の受託・委託事業等共同研究を推進する。

[基準 B の自己評価]

- ・ 専任教員を中心に企業の社員教育支援プログラムを実施し、企業に対する人材育成を行うことで社会貢献に繋げている。
- ・ 多くの国内企業、国内産地と共同で院生の教育支援を行い、社会と連携した教育を実施している。
- ・ 本大学院が持っている人的資源の活用と社会への提供により社会連携・社会貢献に努める。

以上のことから、基準 B「専門的な教育・研究活動による国内の社会連携」については各項目に求められる内容を満たしている。

V. 特記事項

1. 文化ファッション大学院大学ファッションウィーク (BFGU FW)

- 文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）は、学修成果の発表の場として、文化ファッション大学院大学ファッションウィーク（以下「BFGU FW」という）を平成 21（2009）年より毎年 1 月末から 2 月初旬にかけて開催している。
- 院生のファッションショーや展示、研究発表等を実施し、多様性の時代においてデザイン、テクノロジー、ビジネスの視点から新しいファッション価値を提案するとともに、次代のファッションビジネスの方向性を示唆し、新たな知財創造ビジネスの可能性を見出す場として位置づけている。ファッション業界のキーパーソンや現在ファッション業界で活躍している修了生等による基調講演やシンポジウムを行っている。このように、BFGU FW はファッション業界の知見を深め、情報を交換する場にもなっている。
- 第 12 回 BFGU FW は、令和 2（2020）年 1 月 27 日（月）～31 日（金）に開催し、来場者数は約 3,300 人、企業や団体 27 社から後援・協賛・協力を得た。
- ファッションデザインコースは、選抜された 2 年次生 9 人が、自らフィッティング、舞台演出、音響効果、進行等を手がけ、1 人あたり約 8 体の作品を発表する修了ショーを行なった。また、協賛特別展示では、企業等 7 社から提供された素材で製作した 30 体を展示した。同コースの 1 年次生は、31 人が各自のコンセプトに基づいた作品展示を、装飾、ライティング、レイアウト等を行い、1 人あたり 5～6 体を発表した。ファッションテクノロジーコースの 1・2 年次生は、各自が設定したテーマに沿って、研究成果（パターン・製図、データ表、ポートフォリオ、企画・製作した作品等）を展示した。中には、帝人株式会社等 2 社からの素材協力を得ての研究もあった。ファッション経営管理コースの 2 年次生の選抜者 3 人は、2 年間の研究成果をプレゼンテーション形式で、同コース 1 年次生は 1 年間の研究報告を同じくプレゼンテーション形式で発表した。様々な国籍の院生が、日本国内のみならず、世界のファッションビジネスの状況をグローバルな視点で分析し、各コースの特色を生かした多様性のある研究発表を行った。このように、BFGU FW は院生の研究発表の場であり、企業や団体との産官学連携の成果を発表する場ともなっている。
- また、BFGU FW は国際交流の場として、ロシア・サンクトペテルブルク国立産業技術デザイン大学（SUITD）、チェコ・国立プラハ応用美術大学（UMPRUM）の学生とジョイントショーを行い、大使館関係者や企業・機関との連携を深めている。
- 以上のとおり、BFGU FW は次代のファッションビジネスの方向性を示唆する、さらには国際的に通用する新たな知財創造ビジネスの可能性を見出す場として機能している。



【資料特-1-1】 【資料特-1-2】

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に目的を明記し、教育研究活動を営んでいる。	1-1
第 85 条	○	本大学院は専門職大学院として設置認可を受けており、専門職学位課程のみ設置している。	1-2
第 87 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	3-1
第 88 条	—	相当期間の修学年限への通算については実施していないため該当しない。	3-1
第 89 条	—	修業年限の特例は実施していないため該当しない。	3-1
第 90 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	2-1
第 92 条	○	学則第 22 条に職員組織を明記し、職務に従事している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 25 条及び教授会規程に明記し、必要事項を定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 11 条及び学位規程に明記し、専門職学位を授与している。	3-1
第 105 条	—	本大学院の院生以外の者を対象とした特別の課程は編成していないため法令対象外。	3-1
第 108 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	2-1
第 109 条	○	学則第 1 条 2 項及び自己点検・評価規程に明記し、本大学院ホームページにて公表している。	6-2
第 113 条	○	本大学院ホームページにて教育研究活動の状況を公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 22 条に職員組織を明記し、職務に従事している。事務員、技術員、司書、学芸員その他必要な職員を配置している。	4-1 4-3
第 122 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。高等専門学校卒業生に対し、編入学を認めていない。	2-1
第 132 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。専修学校修了者に対し、編入学を認めていない。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に明記している。	3-1 3-2
第 24 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。なお学籍・成績は適切に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	賞罰規程第 3 条にて明記している。	4-1
第 28 条	○	各担当部署にて備え、一定期間保管し管理している。	3-2
第 143 条	○	代議員会等を設置していないが教授会が適切に機能している。また専門委員会を置き、各委員会にて審議・報告された事案を教授会にて審議・報告している。	4-1
第 146 条	—	修業年限の通算は実施していない。	3-1
第 147 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。修了の認定に関しては学則に明記している。	3-1
第 148 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	3-1
第 149 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	3-1
第 150 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	2-1
第 151 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	2-1
第 152 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	2-1
第 153 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	2-1
第 154 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	2-1
第 161 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	2-1
第 162 条	—	転学制度がないため法令対象外。	2-1
第 163 条	○	学則第 12 条に明記している。	3-2
第 163 条の 2	—	学年の途中での入学及び修了を認めていないため法令対象外。	3-1
第 164 条	—	本大学院の院生以外の者を対象とした特別の課程は編成していないため法令対象外。	3-1

文化ファッション大学院大学

第 165 条の 2	○	一貫性をもってディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを研究科、専攻別に定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 1 条及び自己点検・評価規程に明記し、整備している。	6-2
第 172 条の 2	○	本大学院ホームページにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	所定の課程を修了した者には学位記を授与している。	3-1
第 178 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	2-1
第 186 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を最低基準とし、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条に明記し、本大学院ホームページや入学案内にて公表している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者の選抜は、入試判定会議にて公正かつ適切な体制で行っている。	2-1
第 2 条の 3	○	教員・事務職員が各委員会に参画し、連携及び協働に努めている。	2-2
第 3 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	1-2
第 4 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	1-2
第 5 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	1-2
第 6 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学則第 22 条に明記し、教育研究上の目的を達成するため必要な教員組織を置いている。教員の年齢構成については、バランスを考慮した採用に努めている。	3-2 4-2

文化ファッション大学院大学

第 10 条	○	原則として主要授業科目は専任教員（教授・准教授）が担当し、実技を伴う科目は助手が補助している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	六単位以上の授業科目を担当する専任教員は、専攻やコースにおける教育課程の編成について責任を担うよう努めている。	3-2
第 11 条	○	学長以外は専任教員全員が授業を担当している。	3-2 4-2
第 12 条	○	専任教員を配置し、教育研究に従事している。	3-2 4-2
第 13 条	○	設置基準に基づき専任教員を配置している。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長選考基準第 2 条に基づき、選考している。	4-1
第 14 条	○	専任教員の任用に関する規程第 3 条に明記している。	3-2 4-2
第 15 条	○	専任教員の任用に関する規程第 4 条に明記している。	3-2 4-2
第 16 条	—	本大学院では講師を配置していないため、法令対象外。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	専任教員の任用に関する規程第 5 条に明記している。	3-2 4-2
第 17 条	○	助手規程第 3 条に明記している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 4 条に明記し、教員組織や校舎等の施設を考慮したうえで収容定員を定めている。	2-1
第 19 条	○	教育課程の編成方針は、専攻ごとのカリキュラム・ポリシーに基づき策定している。	3-2
第 20 条	○	授業科目は必修科目と選択科目に分け、教育課程を編成している。	3-2
第 21 条	○	学則第 7 条に明記している。	3-1
第 22 条	○	学則第 12 条に明記している。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業は 15 週にわたって行われている。	3-2
第 24 条	○	教育効果を十分にあげられるよう適切な人数としている。	2-5
第 25 条	○	授業科目は講義科目、演習科目で編成している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画はシラバスに明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	授業内容及び方法の改善を図るため、全学での FD・SD 研修や授業アンケート等の実施を行っている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制を行っていないため、法令対象外。	3-2
第 27 条	○	学則第 7 条に明記し、単位を与えている。	3-1

文化ファッション大学院大学

第 27 条の 2	○	単位履修に関する細則第 5 条に明記している。	3-2
第 28 条	○	学則第 8 条に明記している。	3-1
第 29 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	3-1
第 30 条	○	学則第 9 条に明記している。	3-1
第 30 条の 2	—	長期にわたる教育課程の履修制度を設けていないため法令対象外。	3-2
第 31 条	○	学則第 27 条及び科目等履修生規程に明記している。	3-1 3-2
第 32 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	3-1
第 33 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	3-1
第 34 条	—	本大学院は学校教育法第 103 条に定める大学のため法令対象外。	2-5
第 35 条	—	本大学院は学校教育法第 103 条に定める大学のため法令対象外。	2-5
第 36 条	○	第 1 項から第 3 項までの校舎等施設は全て備えている。第 4 項・第 5 項は学校教育法第 103 条に定める大学についての適用除外のため法令対象外。第 6 項は夜間学部を有していないため法令対象外。	2-5
第 37 条	—	本大学院は学校教育法第 103 条に定める大学のため法令対象外。	2-5
第 37 条の 2	—	本大学院は学校教育法第 103 条に定める大学のため法令対象外。	2-5
第 38 条	○	学則第 5 条に明記し、教育上必要な資料及び施設・人員等備えている。	2-5
第 39 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	2-5
第 39 条の 2	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	2-5
第 40 条	—	本大学院は専門職大学院であり学部を有していないが、教員数及び学生数に応じたパソコンや備品、実技に必要な特殊機器等十分備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	本大学院は二以上の校地を有していないため、法令対象外。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費を確保し、教育研究環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学院名、研究科名等は教育研究上の目的にふさわしく、適当である。	1-1
第 41 条	○	学則第 22 条に明記し、専任の職員を配置している。	4-1 4-3

文化ファッション大学院大学

第 42 条	○	学生生活支援室や健康管理センターを設置している。また学生生活委員会、ハラスメント防止委員会、ハラスメント相談員等厚生補導を行う専任の職員を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	各組織において教職員協働で情報共有に努め、連携を図り体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	全学での FD・SD 研修を行っている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を有していないため法令対象外。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を有していないため法令対象外。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を有していないため法令対象外。	3-2 4-2
第 47 条	—	本大学院は学校教育法第 103 条に定める大学のため法令対象外。	2-5
第 48 条	—	本大学院は学校教育法第 103 条に定める大学のため法令対象外。	2-5
第 49 条	—	本大学院は学校教育法第 103 条に定める大学のため法令対象外。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を有していないため法令対象外。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を有していないため法令対象外。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を有していないため法令対象外。	4-2
第 57 条	—	外国に研究科を有していないため法令対象外。	1-2
第 58 条	○	本大学院は学校教育法第 103 条に定められている大学院であるため適用除外に従って運営している。	2-5
第 60 条	—	新たな大学の設置、薬学を履修する課程がないため法令対象外。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	3-1
第 10 条	○	学則第 11 条に明記している。	3-1
第 13 条	○	学則第 10 条及び学位規程に明記している。学則変更を行った際には、文部科学省に届出を行っている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務については、寄附行為第 35 条に中期計画について明記し、事業報告、決算書等と共にホームページ上に公開している。	5-1

文化ファッション大学院大学

第 26 条の 2	○	特別の利益供与の禁止については、寄附行為第 8 条、第 17 条、第 19 条、第 22 条に明記している。 また、学校法人会計基準に則り、関連当事者との取引調査を行っている。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備置き及び閲覧については、寄附行為第 38 条に明記している。	5-1
第 35 条	○	役員については、寄附行為第 6 条に明記している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	役員は寄附行為第 6 条、第 7 条に基づいて適切に選任されている。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については、寄附行為第 17 条に明記している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務については、寄附行為第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条に明記している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については、寄附行為第 7 条、第 8 条に明記している。	5-2
第 39 条	○	役員の兼職禁止については、寄附行為第 8 条に明記している。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、寄附行為第 10 条、第 15 条に明記している。	5-2
第 41 条	○	評議員会については、寄附行為第 22 条に明記している。	5-3
第 42 条	○	評議員会の諮問事項について寄附行為第 24 条に明記している。同条各号の事項については、理事長は評議員会の意見を聴いている。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等については、寄附行為第 25 条に明記している。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については、寄附行為第 26 条に明記している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の学校法人に対する損害賠償については、寄附行為第 20 条、第 21 条に明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第 3 者に対する損害賠償については、寄附行為第 20 条、第 21 条に明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帯責任については、寄附行為第 19 条に明記している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更については、寄附行為第 46 条に明記している。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画については寄附行為第 35 条に明記している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告については、寄附行為第 37 条に明記している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については、寄附行為第 38 条に明記している。	5-1
第 48 条	○	役員の報酬等については、寄附行為第 40 条に明記している。	5-2 5-3

文化ファッション大学院大学

第 49 条	○	会計年度については、寄附行為第 42 条に明記している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表については、寄附行為第 39 条に明記している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	学則第 1 条及び建学の精神に明記し、文化の進展に寄与することを目的としている。教育課程連携協議会で意見を聴取し、教育課程を編成・実施している。	1-1
第 100 条	○	学則第 2 条に明記している。	1-2
第 102 条	○	学則第 14 条及び学生募集要項に明記している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	学則第 14 条及び学生募集要項に明記している。	2-1
第 156 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	2-1
第 157 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	2-1
第 158 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	2-1
第 159 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	2-1
第 160 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を最低基準とし、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	学則第 1 条に明記し、本大学院ホームページや入学案内にて公表している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者の選抜は、入試判定会議にて公正かつ適切な体制で行っている。	2-1
第 1 条の 4	○	教員・事務職員が各委員会に参画し、連携及び協働に努めている。	2-2
第 2 条	○	本大学院は標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程で、学則第 2 条に明記している。	1-2

文化ファッション大学院大学

第2条の2	—	夜間大学院を設置していないため法令対象外。	1-2
第3条	○	目的については、学則第1条に明記しており、標準修業年限については、学則第3条に明記している。	1-2
第4条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を2年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	1-2
第5条	○	本大学院は適切な規模の組織を構築している。	1-2
第6条	○	学則第2条に明記している。	1-2
第7条	○	学部は有していないが、同一法人内の研究所等と適切な連携を図っている。	1-2
第7条の2	—	共同教育課程及び国際連携教育課程を有していないため法令対象外。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の教育研究上の基本となる組織を設置していないため法令対象外。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	学則第22条に明記し、教育研究上の目的を達成するため必要な教員組織を置いている。教員の年齢構成については、バランスを考慮した採用に努めている。	3-2 4-2
第9条	○	教員の資格について、専任教員の任用に関する規程第3条、第4条、第5条に明記し、設置基準上の必要数以上の人数を配置している。	3-2 4-2
第10条	○	学則第4条に明記し、在学する学生数を収容定員に基づき適正に管理している。	2-1
第11条	○	教育課程の編成方針は、専攻ごとのカリキュラム・ポリシーに基づき策定し、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮している。	3-2
第12条	○	研究分野に応じて、シラバスに明記している授業及び研究指導を行っている。	2-2 3-2
第13条	○	専任教員の任用に関する規程第3条、第4条、第5条に該当する教員が研究指導を行っている。	2-2 3-2
第14条	○	教育上特別の必要がある場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行っている。	3-2
第14条の2	○	授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画はシラバスに明示している。	3-1
第14条の3	○	授業内容及び方法の改善を図るため、全学でのFD・SD研修や授業アンケート等の実施を行っている。	3-3 4-2

文化ファッション大学院大学

第 15 条	○	大学設置基準の当該条項を準用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	—	専門職大学院設置基準第 15 条に適合している。	3-1
第 17 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	3-1
第 19 条	○	教育研究に必要な専用の講義室、研究室、演習室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	教員数及び学生数に応じたパソコンや備品、実技に必要な特殊機器等十分備えている。	2-5
第 21 条	○	学則第 5 条に明記し、教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。	2-5
第 22 条	○	学則第 5 条で同一法人の学校及び附置研究所等との共用することを明記している。	2-5
第 22 条の 2	—	本大学院は、二以上の校地を有していないため、法令対象外。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するための必要な経費の確保等を行い、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	大学院名、研究科名等は教育研究上の目的にふさわしく、適当である。	1-1
第 23 条	○	本大学院の研究科の種類及び数、教員数その他は、教育研究上の目的に応じた適当な規模内容を有している。	1-1 1-2
第 24 条	○	教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有している。なお、同一法人内の研究所等の施設及び設備を共用している。	2-5
第 25 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	3-2
第 26 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	3-2
第 27 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	2-5
第 30 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連係課程実施基本組織を設置していないため法令対象外。	3-2
第 31 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	3-2
第 32 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	3-1
第 33 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	3-1
第 34 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	2-5

文化ファッション大学院大学

第 34 条の 2	—	工学に関する研究科を有していないため法令対象外。	3-2
第 34 条の 3	—	工学に関する研究科を有していないため法令対象外。	4-2
第 42 条	○	学則第 22 条に明記し、専任の職員を配置している。	4-1 4-3
第 43 条	○	能力・資質を向上させるため、全学での FD・SD 研修を行っている。	4-3
第 45 条	—	外国に研究科を有していないため法令対象外。	1-2
第 46 条	—	新たな大学院の新設がないため法令対象外。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	専門職大学院設置基準を最低基準とし、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	目的については、学則第 1 条に明記しており、標準修業年限については、学則第 3 条に明記している。	1-2
第 3 条	—	修業年限の特例を設けていない。	3-1
第 4 条	○	学則第 22 条に明記し、教育研究上の目的を達成するため必要な教員組織を置いている。	3-2 4-2
第 5 条	○	専任教員の任用に関する規程第 3 条、第 4 条、第 5 条に該当する専任教員を配置している。	3-2 4-2
第 6 条	○	教育課程の編成方針は、専攻ごとのカリキュラム・ポリシーに基づき策定し、各専攻に係る職業を取り巻く状況に対応して、授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しを行っている。	3-2
第 6 条の 2	○	教育課程連携協議会規程に明記している。	3-2
第 7 条	○	授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる人数に設定している。	2-5
第 8 条	○	専攻分野の目的に応じて、事例研究や現地調査等を取り入れて授業を行うことに配慮している。	2-2 3-2
第 9 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	2-2 3-2
第 10 条	○	授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画はシラバスに明示している。	3-1
第 11 条	○	授業内容及び方法の改善を図るため、全学での FD・SD 研修や授業アンケート等の実施を行っている。	3-2 3-3 4-2
第 12 条	○	単位履修に関する細則第 5 条に明記している。	3-2
第 13 条	○	学則第 8 条に明記している。	3-1

文化ファッション大学院大学

第 14 条	○	学則第 9 条に明記している。	3-1
第 15 条	○	学則第 10 条に明記している。	3-1
第 16 条	—	在学期間の短縮制度を設けていない。	3-1
第 17 条	○	本大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができるものである。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	2-1
第 20 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	2-1
第 21 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	3-1
第 22 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	3-1
第 23 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	3-1
第 24 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	3-1
第 25 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	3-1
第 26 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	3-1
第 28 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	3-1
第 29 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	3-1
第 30 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	3-1
第 31 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	3-2
第 32 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	3-2
第 33 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	3-1
第 34 条	—	同条の規定に基づく課程を設置していないため法令対象外。	3-1
第 42 条	○	大学院設置基準が準用されるものについては遵守している。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	—	学則第 11 条に明記している。同規則の第 5 条の 3 に適合している。	3-1
第 4 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	3-1

文化ファッション大学院大学

第 5 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	3-1
第 12 条	—	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程のみ設置しているため法令対象外。	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	6-2 6-3
第 2 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	3-2
第 3 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	2-2 3-2
第 4 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	3-2
第 5 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	3-1
第 6 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	3-1
第 7 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	3-1
第 9 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	3-2 4-2
第 10 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	2-5
第 11 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	2-5
第 12 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	2-2 3-2
第 13 条	—	通信教育を行っていないため法令対象外。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	該当なし
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	該当なし
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	該当なし
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人文化学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	2020 年度 文化ファッション大学院大学 入学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	文化ファッション大学院大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2020 年度 文化ファッション大学院大学 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生生活に関するお知らせ事項	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2020（令和 2）年度 学校法人 文化学園 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2019（令和 1）年度 学校法人 文化学園 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	文化ファッション大学院大学ホームページ	
	交通アクセス： https://bfgu-bunka.ac.jp/profile/access/	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人文化学園規程集（目次）	
	文化ファッション大学院大学規程集（目次）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人文化学園 役員・評議員名簿	
	理事会の開催状況	
	評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	学校法人文化学園 計算書類（平成 27～令和元年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	文化ファッション大学院大学 履修要項	
	文化ファッション大学院大学 シラバス（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	三つのポリシー一覧	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	—	該当なし
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	—	該当なし
【資料 F-16】	大学及び法人の規程集（電子データ）	
	学校法人文化学園規程集（電子データ）	
	文化ファッション大学院大学規程集（電子データ）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	文化ファッション大学院大学学則	【資料 F-3】参照

文化ファッション大学院大学

【資料 1-1-2】	入学案内 (P9)	【資料 F-2】 参照
【資料 1-1-3】	文化ファッション大学院大学ホームページ 建学の精神： https://bfgu-bunka.ac.jp/profile/outline/#EducationalPhilosophy	
【資料 1-1-4】	三つのポリシー	【資料 F-13】 参照
【資料 1-1-5】	運営会議・内部質保証委員会規程	
【資料 1-1-6】	教育・研究委員会規程	
【資料 1-1-7】	教授会規程	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	文化学園 イントラネットポータル	
【資料 1-2-2】	中期計画 (5 カ年) フォローアップチェックリスト	
【資料 1-2-3】	平成 28 年度 第 3 回 教授会 議事録	
【資料 1-2-4】	2019 年度 第 8 回 教育・研究委員会 議事録	
【資料 1-2-5】	2019 (令和元) 年度 第 8 回 教授会 議事録	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	文化ファッション大学院大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 2-1-2】	学生募集要項 (P2)	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-3】	三つのポリシー	【資料 F-13】 参照
【資料 2-1-4】	2020 年度 入試判定会議日程	
【資料 2-1-5】	2020 年度 入試 採点、面接等担当者	
【資料 2-1-6】	2019 年度 第 9 回 教育・研究委員会 議事録	
【資料 2-1-7】	2019 (令和元) 年度 第 9 回 教授会 議事録	
【資料 2-1-8】	中期計画 (5 ヶ年) フォローアップチェックリスト (P6)	【資料 1-2-2】 参照
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	2020 年度 (令和 2 年度) 各委員会・WG 委員	
【資料 2-2-2】	教育・研究委員会規程	【資料 1-1-6】 参照
【資料 2-2-3】	学生生活委員会規程	
【資料 2-2-4】	学校法人文化学園 学生生活支援室規程	
【資料 2-2-5】	学校法人文化学園 障害学生支援規程	
【資料 2-2-6】	学校法人文化学園 障害学生支援委員会規程	
【資料 2-2-7】	学生生活支援室リーフレット	
【資料 2-2-8】	2020 年度 専任教員オフィスアワー	
【資料 2-2-9】	助手規程	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2019 年度 第 4・8 回 学生生活委員会 議事録	
【資料 2-3-2】	2020 年度 シラバス	【資料 F-12】 参照
【資料 2-3-3】	2019 年度 修了生状況	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生会規約	
【資料 2-4-2】	2019 年度 夏期北竜湖セミナーアンケート集計結果	
【資料 2-4-3】	ハラスメント防止に関する規程	
【資料 2-4-4】	ハラスメント防止に関するガイドライン	
【資料 2-4-5】	2019 年度 第 1 回 ハラスメント防止委員会 議事録	
【資料 2-4-6】	文化ファッション大学院大学奨学金 (スカラシップ) 規程	
【資料 2-4-7】	2019 年度 第 1 回 スカラシップ選考委員会 議事録	

文化ファッション大学院大学

【資料 2-4-8】	入学案内 (P55)	【資料 F-2】 参照
【資料 2-4-9】	文化ファッション大学院大学ホームページ 奨学金情報: https://bfgu-bunka.ac.jp/life/scholarship/	
【資料 2-4-10】	2019 年度 健康調査票 (フォーマット)	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	令和 2 年度 学校基本調査 学校施設調査票	
【資料 2-5-2】	文化ファッション大学院大学ホームページ 施設・設備: https://bfgu-bunka.ac.jp/life/establishment/	
【資料 2-5-3】	学校法人文化学園 中長期施設設備整備計画	
【資料 2-5-4】	CCTV 監視カメラシステム系統図	
【資料 2-5-5】	緊急通報ボタンについて	
【資料 2-5-6】	施設部年次計画	
【資料 2-5-7】	学校法人文化学園 防災計画	
【資料 2-5-8】	文化学園大学・文化学園大学短期大学部図書館規程	
【資料 2-5-9】	図書館概要	
【資料 2-5-10】	図書館利用案内 (学生用)	
【資料 2-5-11】	文化学園ファッションリソースセンター規程	
【資料 2-5-12】	ファッションリソースセンター利用の手引き	
【資料 2-5-13】	バリアフリーマップ	
【資料 2-5-14】	2019 年度 履修者数一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2019 年度 授業アンケート集計報告	
【資料 2-6-2】	2019 年度 授業アンケート集計結果 (科目別/抜粋)	
【資料 2-6-3】	2019 年度 学生生活調査アンケート	
【資料 2-6-4】	2019 年度 自己点検レポート (フォーマット)	
【資料 2-6-5】	令和元年度 第 3 回 学生会運営委員会 議事録	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	三つのポリシー	【資料 F-13】 参照
【資料 3-1-2】	2019 年度 第 8 回 教育・研究委員会 議事録	【資料 1-2-4】 参照
【資料 3-1-3】	2019 (令和元) 年度 第 8 回 教授会 議事録	【資料 1-2-5】 参照
【資料 3-1-4】	文化ファッション大学院大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 3-1-5】	単位履修に関する細則	
【資料 3-1-6】	学位規程	
【資料 3-1-7】	2020 年度 シラバス	【資料 F-12】 参照
【資料 3-1-8】	2019 (令和元) 年度 第 11 回 修了判定特別教授会 議事録	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	カリキュラムマップ	
【資料 3-2-2】	各コース履修モデル	
【資料 3-2-3】	WEB シラバスガイド (BFGU 教員用)	
【資料 3-2-4】	2019 年度 第 2 回 内部質保証委員会 議事録	
【資料 3-2-5】	2019 年度 第 11 回 教育・研究委員会 議事録	
【資料 3-2-6】	「服飾造形基礎演習」 シラバス	
【資料 3-2-7】	「ファッションビジネス基礎理論」 シラバス	
【資料 3-2-8】	「ファッション商品基礎理論」 シラバス	
【資料 3-2-9】	2020 年 文化ファッション大学院大学ファッションウィーク (BFGU FW) 成果報告	

文化ファッション大学院大学

【資料 3-2-10】	2019 年度 BFGU FD・SD 研修	
【資料 3-2-11】	2019 年度 第 2・4 回 FD・SD 研修 開催記録	
【資料 3-2-12】	2019 年度 授業アンケート集計報告	【資料 2-6-1】 参照
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	中期計画（5 ヶ年）フォローアップチェックリスト（P2・3・11・12）	【資料 1-2-2】 参照
【資料 3-3-2】	2019 年度 授業アンケート集計結果（科目別／抜粋）	【資料 2-6-2】 参照
【資料 3-3-3】	第 12 回文化ファッション大学院大学ファッションウィーク（BFGU FW）開催レポート	
【資料 3-3-4】	各コース採点表（フォーマット）	
【資料 3-3-5】	2019 年度 コンテスト入選者一覧	
【資料 3-3-6】	2019 年度 検定試験実施状況	
【資料 3-3-7】	修了後進路等報告書（フォーマット）	
【資料 3-3-8】	2019 年度 修了生状況	【資料 2-3-3】 参照
【資料 3-3-9】	修了生 就職状況調査アンケート 2019	
【資料 3-3-10】	2019 年度 学生生活調査アンケート	【資料 2-6-3】 参照
【資料 3-3-11】	2019 年度 自己点検レポート（フォーマット）	【資料 2-6-4】 参照
【資料 3-3-12】	2019 年度 授業ピアレビュー（フォーマット）	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	文化ファッション大学院大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 4-1-2】	運営会議・内部質保証委員会規程	【資料 1-1-5】 参照
【資料 4-1-3】	研究科長・専攻長・コース主任教授規程	
【資料 4-1-4】	教授会規程	【資料 1-1-7】 参照
【資料 4-1-5】	2020 年度（令和 2 年度）各委員会・WG 委員	【資料 2-2-1】 参照
【資料 4-1-6】	教育・研究委員会規程	【資料 1-1-6】 参照
【資料 4-1-7】	学生生活委員会規程	【資料 2-2-3】 参照
【資料 4-1-8】	学校法人文化学園 職制	
【資料 4-1-9】	学校法人文化学園 分課分掌業務規程	
【資料 4-1-10】	教学事務室 業務分担表	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	専任教員の任用に関する規程	
【資料 4-2-2】	教員選考委員会の運用細則	
【資料 4-2-3】	助手規程	【資料 2-2-9】 参照
【資料 4-2-4】	任期制教員及びその任期に関する規程	
【資料 4-2-5】	任期制教員及びその任期に関する規程細則	
【資料 4-2-6】	2019 年度 授業アンケート集計結果（科目別／抜粋）	【資料 2-6-2】 参照
【資料 4-2-7】	2019 年度 自己点検レポート（フォーマット）	【資料 2-6-4】 参照
【資料 4-2-8】	2019 年度 授業アンケート集計報告	【資料 2-6-1】 参照
【資料 4-2-9】	2019 年度 授業ピアレビュー（フォーマット）	【資料 3-3-12】 参照
【資料 4-2-10】	2018 年度 第 1・3 回 BFGU FD・SD 研修開催記録 2019 年度 第 1・2・4 回 BFGU FD・SD 研修開催記録	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	2018 年度 第 2 回 BFGU FD・SD 研修開催記録 2019 年度 第 3 回 BFGU FD・SD 研修開催記録	
【資料 4-3-2】	2019 年度 SD 研修 参加記録	
4-4. 研究支援		

文化ファッション大学院大学

【資料 4-4-1】	研究倫理指針	
【資料 4-4-2】	学校法人文化学園 知財センター規程	
【資料 4-4-3】	学校法人文化学園 職務発明取扱規程	
【資料 4-4-4】	学校法人文化学園 職務発明取扱規程細則	
【資料 4-4-5】	学内の研究活動における発明の帰属等について	
【資料 4-4-6】	研究費に関する規程	
【資料 4-4-7】	研究公正委員会規程	
【資料 4-4-8】	研究費不正使用防止委員会規程	
【資料 4-4-9】	第 12 回文化ファッション大学院大学ファッションウィーク (BFGU FW) 開催レポート	【資料 3-3-3】 参照

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人文化学園 寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-1-2】	学校法人文化学園 職員就業規程	
【資料 5-1-3】	文化学園 イントラネットポータル	【資料 1-2-1】 参照
【資料 5-1-4】	文化ファッション大学院大学ホームページ 法令等に基づく教育情報の公表： https://bfgu-bunka.ac.jp/profile/edu_info/	
【資料 5-1-5】	学校法人文化学園 法人ホームページ 事業・財務報告： https://www.bunka.ac.jp/contents/houkoku.htm	
【資料 5-1-6】	学校法人文化学園 書類閲覧規程	
【資料 5-1-7】	文化学園 中期計画 (2018 年度～2022 年度)	
【資料 5-1-8】	2020 (令和 2) 年度 学校法人文化学園 事業計画	【資料 F-6】 参照
【資料 5-1-9】	文化ファッション大学院大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 5-1-10】	教授会規程	【資料 1-1-7】 参照
【資料 5-1-11】	運営会議・内部質保証委員会規程	【資料 1-1-5】 参照
【資料 5-1-12】	学校法人文化学園 学園運営会議規程	
【資料 5-1-13】	学校法人 文化学園エネルギー管理標準	
【資料 5-1-14】	文化学園 受動喫煙ゼロキャンパス宣言、ポスター、ロードマップ	
【資料 5-1-15】	学校法人文化学園 公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-16】	学校法人文化学園 苦情処理委員会規則	
【資料 5-1-17】	ハラスメント防止に関する規程	【資料 2-4-3】 参照
【資料 5-1-18】	ハラスメント防止に関するガイドライン	【資料 2-4-4】 参照
【資料 5-1-19】	学校法人文化学園 ストレスチェック制度実施規程	
【資料 5-1-20】	学校法人文化学園 個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-21】	学校法人文化学園 個人情報保護委員会規程	
【資料 5-1-22】	学校法人文化学園 学生生活支援室規程	【資料 2-2-4】 参照
【資料 5-1-23】	学校法人文化学園 障害学生支援規程	【資料 2-2-5】 参照
【資料 5-1-24】	学校法人文化学園 障害学生支援委員会規程	【資料 2-2-6】 参照
【資料 5-1-25】	学校法人文化学園 感染症対策委員会規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	2019 年度理事会決議録	実地調査時に提出
【資料 5-2-2】	学校法人文化学園 役員・評議員名簿	【資料 F-10】 参照
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人文化学園 稟議規程	

【資料 5-3-2】	学校法人文化学園 監事監査規程	
【資料 5-3-3】	学校法人文化学園 監事監査実施細則	
【資料 5-3-4】	学校法人文化学園 評議員会決議録	実地調査時に提出
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	資金収支中長期財務計画	実地調査時に提出
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人文化学園 経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人文化学園 監査室監査規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	文化ファッション大学院大学における内部質保証の方針	
【資料 6-1-2】	2019（令和元）年度 第12回 教授会 議事録	
【資料 6-1-3】	運営会議・内部質保証委員会規程	【資料 1-1-5】 参照
【資料 6-1-4】	自己点検・評価規程	
【資料 6-1-5】	教育課程連携協議会規程	
【資料 6-1-6】	2019 年度 第1回 教育課程連携協議会 議事録	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	2019 年度 第 6～8 回 ファッションクリエイション専攻会議 議事録	
【資料 6-2-2】	2019 年度 授業アンケート集計結果（科目別／抜粋）	【資料 2-6-2】 参照
【資料 6-2-3】	2019 年度 学生生活調査アンケート	【資料 2-6-3】 参照
【資料 6-2-4】	2019 年度 第 8 回 教育・研究委員会 議事録	【資料 1-2-4】 参照
【資料 6-2-5】	2019（令和元）年度 第 8 回 教授会 議事録	【資料 1-2-5】 参照
【資料 6-2-6】	2019 年度 第 1 回 運営会議議事録	
【資料 6-2-7】	文化ファッション大学院大学ホームページ 自己点検・評価： https://bfgu-bunka.ac.jp/profile/effort/#SelfInspection	
【資料 6-2-8】	中期計画（5 ヶ年）フォローアップチェックリスト（P7）	【資料 1-2-2】 参照
【資料 6-2-9】	2019 年度 授業アンケート集計報告	【資料 2-6-1】 参照
【資料 6-2-10】	2019 年度 自己点検レポート（フォーマット）	【資料 2-6-4】 参照
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	2020（令和 2）年度 第 2 回 教授会 議事録	
【資料 6-3-2】	中期計画（5 ヶ年）フォローアップチェックリスト（P11）	【資料 1-2-2】 参照
【資料 6-3-3】	2019 年度 第 2 回 内部質保証委員会 議事録	【資料 3-2-4】 参照
【資料 6-3-4】	2019 年度 第 11 回 教育・研究委員会 議事録	【資料 3-2-5】 参照
【資料 6-3-5】	三つのポリシー	【資料 F-13】 参照
【資料 6-3-6】	中期計画（5 ヶ年）フォローアップチェックリスト	【資料 1-2-2】 参照
【資料 6-3-7】	文化ファッション大学院大学ホームページ 3DCAD「CLO Enterprise」の特別授業を実施： https://bfgu-bunka.ac.jp/topics/2020-1-24/	

基準 A. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 国際交流の方針と体制		
【資料 A-1-1】	中期計画（5 ヶ年）フォローアップチェックリスト（P1～5）	【資料 1-2-2】 参照
【資料 A-1-2】	学校法人文化学園 組織図	
A-2. 国際交流への取り組み		

文化ファッション大学院大学

【資料 A-2-1】	文化ファッション大学院大学ホームページ 実践大学(台湾・台北)の学生を対象とした短期研修を実施： https://bfgu-bunka.ac.jp/topics/2019-09-20/	
【資料 A-2-2】	文化ファッション大学院大学ホームページ ロシア・サンクトペテルブルク国際コンテストにて各部門賞を受賞： https://bfgu-bunka.ac.jp/topics/2019-05-09/	
【資料 A-2-3】	文化ファッション大学院大学ホームページ チェコ・プラハにて開催された「Mercedes-Benz Prague Fashion Week 20S/S」に参加： https://bfgu-bunka.ac.jp/topics/2019-09-27/	
【資料 A-2-4】	BFGU FW Fashion Week 2020 パンフレット	
【資料 A-2-5】	文化ファッション大学院大学ホームページ 「The One Milano・MIPEL×BFGU Digital Project」を実施： https://bfgu-bunka.ac.jp/topics/2019-11-15/	
【資料 A-2-6】	文化ファッション大学院大学ホームページ ドーマル社主催による「Special Fabric Tour Course」研修旅行を実施： https://bfgu-bunka.ac.jp/topics/2020-03-23-04/	
A-3. 国際的評価		
【資料 A-3-1】	The Best Fashion School in the World 2019 (BoF)： https://www.businessoffashion.com/education/best-schools/graduate/fashion-design	

基準 B. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 専門的な教育・研究活動による産官学連携		
【資料 B-1-1】	三つのポリシー	【資料 F-13】 参照
【資料 B-1-2】	2019 年度文化ファッション大学院大学事業報告書	
【資料 B-1-3】	文化ファッション大学院大学ホームページ 3DCAD「CLO Enterprise」の特別授業を実施： https://bfgu-bunka.ac.jp/topics/2020-1-24/	【資料 6-3-7】 参照
【資料 B-1-4】	北いわて仕立て屋女子会について	
【資料 B-1-5】	第 12 回文化ファッション大学院大学ファッションウィーク (BFGU FW) 開催レポート	【資料 3-3-3】 参照
【資料 B-1-6】	文化ファッション大学院大学ホームページ 「第 4 回 BFGU・The Woolmark Company Next Generation Award」 公開審査会： https://bfgu-bunka.ac.jp/topics/2020-01-09/	
【資料 B-1-7】	第 7 回北いわて学生デザインファッションショー in 二戸 ホームページ： http://www.kgdf.jp/	

特記事項

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1. 文化ファッション大学院大学ファッションウィーク (BFGU FW)		
【資料特-1-1】	第 12 回文化ファッション大学院大学ファッションウィーク (BFGU FW) 開催レポート	【資料 3-3-3】 参照
【資料特-1-2】	2020 年 文化ファッション大学院大学ファッションウィーク (BFGU FW) 成果報告	【資料 3-2-9】 参照